

令和 7 年 9 月 3 日 (水曜日)

令和 7 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 2 日目)

令和7年度南三陸町議会9月会議会議録第2号

---

令和7年9月3日（水曜日）

---

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長 (総務課長事務取扱)	三浦浩君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀洋子君

保健福祉課長	阿部 好伸君
農林水産課長	佐藤 正行君
商工觀光課長	宮川 舞君
建設課長	遠藤 和美君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹君
上下水道事業所長	小野寺 洋明君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明君
総務課課長補佐	渡邊 隆史君
教育育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君
選挙管理委員会事務局書記	渡邊 隆史君
農業委員会事務局長	佐藤 正行君

#### 事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
主幹	佐藤 美恵
査	佐藤 辰重

#### 議事日程 第2号

令和7年9月3日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

連日、暑い日が続いております。体調管理しっかりなさっていただきたいと思います。昨夜の雨は多少は潤ったのかなと、そのように思っております。

本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番菅原辰雄君。質問件名、1、kizuna留学生受入体制は。2、町内河川の洪水対策。以上2件について、菅原辰雄君の登壇発言を許します。菅原辰雄君。

[12番 菅原辰雄君 登壇]

○12番（菅原辰雄君） おはようございます。

12番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

町長にkizuna留学生受入体制はについて伺うものです。

町では、人口減少、少子化などで南三陸高校の定員割れが常態化し、高校の存続が危惧され、それらを回避するため、志翔学舎を立ち上げるなどの対策を講じてきました。さらに、令和5年度から生徒を全国から募集するkizuna留学生制度を設けて、今年度で3年目を迎え、1学年、2学年、3学年がそろって毎日楽しく生活をしているものと認識の下に、次の点を伺います。

kizuna留学生は、各学年12名として36名を受け入れる体制を構築すべく寮の追加建設を目指してきたと認識しているが、現状と今後の対応策を伺うものであります。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 暑い方は脱衣を許可します。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

菅原辰雄議員の1件目の御質問です。k i z u n a 留学生受入体制についてお答えをいたします。

南三陸高校の全国募集における定員、いわゆる全国募集枠は、宮城県教育委員会において1の年度に12名程度とされているところでありますが、町設置の旭桜寮については、基本の室数、部屋数ですが、24室として整備をしております。これを3学年分と置き換え単純に比較した場合には、12室が不足するということになります。

この問題を解消するため、令和6年度12月会議に際し、南三陸高校寮建設工事設計費を補正計上いたしましたが、いわゆる建設費本体に係る町負担分の財源が不確実なものになったことから、取下げをさせていただきました。

これまで室数、部屋数不足を解消するため、町内全世帯に対する下宿受入れの案内、民間の宿泊施設における受入れについて広くお声掛けをさせていただきましたが、下宿、宿泊施設の借り上げ共に受入れまでには至っておりません。

また、最近においては、民間施設におけるいわゆる空き室の提供としてお声掛けをいただいておりますが、食事の提供、通学等の際の交通手段に課題があり、実現性を含め、その対応について検討を行っているところであります。

これまでの高校魅力化事業の取組に対し、内閣府はもとより復興副大臣及び宮城県議会議員をはじめとする多くの皆様から、この取組はまさに地方創生としての最たる施策であるとの評価をいただいております。

今後は、宮城県教育委員会との連携も密にしながら、可能な支援策の検討及び導入について引き続きお願いをしてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長からいろいろ答弁をいただきました。

私も、人口減少対策、あるいは高校存続が危惧されるということで、魅力化構想ということで多分地方創生事業の一環として予算計上して取り組んできたことは承知しておりますし、なかなかできないいいことをやってきたんだな、こういう取組もいいもんだなというふうな感じでいました。

それで、今、町長答弁ありましたように、県教委とも高校ともいろいろ町議会とも様々な経緯というかもんできまして、1学年12名程度としてきたと。それで寮の追加建設もと思っておりましたが、突然の取下げだったので、いや、何でだという思いをしたことは正直あります。

そこに至るまでいろいろな予算とか財源とか様々、担当課をはじめ鉛筆をなめてやってきたんだなというふうな思いはしておりますけれども、一応こういう全国募集するのに寮は不可欠だということで、先進地視察とか岩手県の葛巻町行ったとかそういう経緯も存じておりますので、私としては非常に残念なことになったという思いでおりました。

今、町長答弁にもありましたように、民間の下宿とかいろいろな宿泊施設等を探している、希望を募っているとありますけれども、いざあったにしても、先ほどあったように食事の提供が難しい、あるいは交通手段がなかなか難しい。最後の交通手段にすれば、町でやってきたので、デマンド交通をはじめいろいろな対応策は一番可能な線でなかろうかなという思いもしました。

そのような中にあって、町長、これまで全国にこういうふうなことで発信してきて12名、それで今ここに来て、諸般の事情があってもそれがかなわなかったというのはなかなか残念であり、ある意味信用問題にもつながってくるんじゃないのかなと思っていますけれども、町長いかがですか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念だなと思っているのは、こちらが一番残念だと思っております。当然、議会の議員の皆さん方に議案として提案をさせる一歩手前まで行って断念せざるを得ないということになりましたので、企画が担当しておりますが、企画課含め財政担当含めて、その辺の思いについてはまさに取下げというのは断腸の思いでございましたので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

当初、24室の部屋で寮を設置するというときに、正直申し上げて全くゼロからのスタートでありましたので、24という部屋が本当に埋まるのかという正直な思いもございました。しかしながら、蓋を開けてみればといいますか、大変南三陸町という、あるいは南三陸高校というものが非常に保護者の皆さんやら、あるいは子供さんたち、生徒さんたちにとって非常に身近に感じてもらえる高校だった、あるいは町だったということが分かるわけです。

そして、東京での説明会等を含めていきますと、今年は50組ぐらいがおいでいただいて、そのうちの22組、約半数近くが8月、10月のオープンキャンパスに来てもらえるということに

なりますので、東日本地区の全国募集をしている高校では人気はナンバー1です。

そこまでになるとは、実は当初そこまで想定はしてございませんでした。本当に24が埋まるのかというのが実はスタート時点の正直な思いでございましたので、本当にうれしい悲鳴といえばうれしい悲鳴なんですが、今度は今御質問いただいているとおり、果たして足りない分どうするんだというふうな御質問でございますので、我々としても、そういう方向性を何とかしなければいけないということで取り組んできました。

実際問題として、我々も、そういう非常に大きい財源を必要とするものですから、これまでについては交付金でやらせていただいておりましたが、今度はそうではなくて違う方向での交付金といいますか補助金というのをどうやって探すかということでやってきているんですが、なかなかそこが難しいというのが現実問題としてございますので、そこで当初からもう一つの手当てとして考えてきたのが町民の皆さんに御協力をお願いしたいということで、下宿やら、あるいは宿泊施設で受け入れてもらえないのかということでの打診をずっと続けてまいりましたが、残念ながら、なかなかそういった受け入れる御家庭もございませんでしたので今に至っているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろ町長答弁で分かりました。当初、全国募集してもどれぐらい集まるかというのが、これは本にある意味大きな冒険だったと私もそういう思いはしておりましたが、しかし蓋を開けてみれば、これはこれだけにかかわらず、これまで町長が震災後いろいろな意味で情報発信してきた、これもかなり大きいのかなという思いをしております。そういう意味では、町長のこれまでの活動が、こういう目的外と言ったら失礼ですけれども、ある意味ちょっと方向は違ったんですけども、全国的に知名度が上がって、多分、こういうふうなことで応募者が多く来たんだというふうな思いであります。

それで、要は予算の関係でお金がかかるのでということであります。ちょっと細かい数字、私今忘れましたけれども、思った以上に建設を進めれば予想以上に3,500万円かその辺だったんでしょうか、余計かかるというのは。その辺一応確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 町長答弁ございましたとおり、昨年度の12月会議のほうにいわゆる設計費といったものを一旦予定させていただいたという経緯でございます。その設計の後にもちろん建設本体の工事費ということになりますけれども、その内容につきまして、当初、我々の検討といたしますれば、いわゆるデジ田交付金といったものを活用させていただいて、

整備費の2分の1については交付金ということで検討させていただいてございました。

残る2分の1につきましては、いわゆる2分の1のかつ5分の4程度について特別交付税措置といったものを制度の枠組みの中で予定をさせていただきたいということで検討していくんですが、様々国の整理の中で、そちらについては特別交付税の措置ではなくて、いわゆる起債といったもので町のほうで対応すべきであろうといった見解が示されまして、そうなりますと、仮に建設工事費を2億円と仮定いたしますとその2分の1は1億円となります。5分の4の8,000万円が特別交付税措置されれば、残る2,000万円がいわゆる町の持ち出しということになりますけれども、これを一方で起債といった形で整理いたしますと、当時の整理でございますけれども、町の持ち出しあは5,000万円程度に膨れ上がるということでしたので、3,000万円程度一気に増額といったことでした。

当該3,000万円を含めまして、いま一度、町の持ち出しそういった部分の財源といったものについて丁寧な整理が必要であろうといった考え方から、取下げといったことで御理解をいたいたいたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろ説明して、当初より3,000万円余計なお金がかかるということ取り下げたと。町としても3,000万円はかなり大きい額だと私も思います。

でも、これまでいろいろ県教委からいろいろなみんなを巻き込んでやってきた、途中経過ですけれども、36人を入寮させるにはこの手が一番だと、当初の目的からそういう寮ということで臨んできたわけなので、3,000万円は大きい額ですけれども、もうちょっと何とか頑張つていって、そういうふうなことでこれまで、何回も言いますけれども、県教委、いろいろな人を巻き込んでやってきたあれですから、非常に、町長は残念なのは私の方は余計残念だと思いますけれども、私にとっても今後も考えていったら、私は財政力とかよく分からないでこう言っているんですけども、やっぱり一部には勇気ある撤退という表現をする方もいるようでございますけれど、私にとっては、できればそういう建設の方向で進んでいただきたかったな、せめて議会でいろいろな声を聞きながらやってほしかったなという思いでした。

財政とかそういうのを鑑みてみた場合、やはり無理だったんでしょうか。再度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 取り下げたということについては、そういう意味です。基本的には町の単費の持ち出しというのは一定程度限界というものがやっぱり当然あるというふうに思って

おりましたので、それがちょっと倍以上になってしまうということになりますと、これはなかなか手を挙げてやるということについては、ちょっとならずかな、ちゅうちょしたというのが正解だというふうに思います。

現実問題として、なくなることは多分ないと思うんですが、基本的にこの位置づけはまだモデル事業なんです、全国募集の。まだ正式な全国募集として教育委員会としてまだ決定しているわけではございませんので、そういう分の点も若干あるということもお含みおきをいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

全国的なモデル事業だからこそ、ここで腹をくくってやるのが1つの方策ではなかったかなと私はそういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう話になりますとこれ堂々巡りの話になりますので、たならばの話ではなくて、現実問題として、町として単費でどれだけ出せるのかというのは当然財政的な制約もございますので、そこは我々の判断ということになります。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 財政とかそういう意味では、町のほうに町長に執行権もあります。これ以上言ったって駄目でしょうけれども、であれば、先ほど来言っていますように、民間に下宿先をお願いするとかというのもなかなか難しい状況であると、この先どうなるの。一応私の通告は現状と対策を伺うですから、対策として、見通しは先ほど言っていますので、ちょっと暗いような見通しなんですけども、今後、どういう努力をしてどういう成果、効果を見ていますか。再度お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、御家庭で休憩をいただけるところをお探しするということ、それから民間の施設でお借りできるような場所をお借りするということの手だが、今一番はそこかなと思います。

問題は、あとはもう交付金とか補助金とかそういうようなものをどこからどう持ってくるかということになろうかと思いますが、現状として、なかなかそこは難しいというのが正直なところであります。

先ほどちょっとお話をありましたように、1つの高校で食事を今寮で提供してございますが、

別な施設、民間の受入施設にまた複数の子供たちが入るということになりますと、食事をやっぱり同じにしなきやならないということもございますので、その辺の提供の仕方ということについて、子供たちの不公平感といいますか、そういうのを感じられないようにしなければいけないというのも1つはあります。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長、今、民間の施設を借りていって、具体にどういうふうになるか分からないですけれども、そういう努力しているのは分かりました。

で、やっぱり寮というのは、現在、ホテルの3階建ての2・3階分を持ってきて設置していますけれども、それと同等でなければ駄目だといういろいろな制約、規則あるんでしょうか。もうちょっと民間というか木造で建設とかとすれば、コストも下がっていろいろなことに対応できるんじゃないかなと思うんです。その辺も多分企画課のほうでいろいろ考えたと思うんですけども、いかがでしょうか、それは。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今現在の高校寮、通称旭桜寮と呼ばせていただいておりますけれども、やはり寮生となられた方々、あるいはオープンキャンパス等で実際に寮を御覧になった方々が一番評価されるといったところは、個室が空間、環境として完全に整備されているといったところでございます。

したがいまして、当然、下宿等となりました場合は一般の御家庭といったことになりますのでまた別になりますけれども、公的な施設として寮を御準備させていただくとすれば、やはり条件といたしますれば1人一室といった環境の整備が必要であろうと考えてございます。

なお、取下げをさせていただいた段階での設計費の我々の検討といたしますと、やはり2階建て等で個室の空間をいわゆる寮室とすれば、個室の空間を御用意させていただくと。そのほか、交流スペース等といったことで検討させていただいたといった経過でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町の課題は分かりました。例えば、今回、提案しようとしたのも2階建てですよね。2階建ての鉄筋コンクリートですね。であれば、それは現在建っている寮と同じような条件を満たすということですね。例えば、2階の居住地が個室で、下がいろいろな洗濯からはじめいろいろなことを勉強すると。勉強はちょっと分からぬけれども、そういうことで割当てを持って造っているから、次に建てるのもそれと同等のものでなければいけないということなんでしょうね。

例えば、不要なものと言ったらあれですけれども、1階建てにしてもうちょっと町の財政の範囲内で、ただ環境が今ある寮と大きく変わるんじゃやっぱり公平性とかいろいろな面で問題あると思うんですけども、そういう考えはできないんでしょうか。無理なんでしょうか。

私は、ぜひともあそこにそういう寮を造っていただいて、できるかできないか分からず、それを探しているんですけども、できればそういうふうなことであれば町の負担も少なくなってというふうな単純な考えなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 以前、検討させていただいた際のお話を少しだけといいますか丁寧にお話をさせていただければと思うんですが、やはり当時はデジ田交付金と言われるものを見込んで計画をさせていただいたんですけども、最終的には建設費の部分ですけれども、当然、そのデジ田交付金として充当先として採択いただくに当たっては、単なる寮の部屋を御用意するような建物では交付金としては認められないといった現実がございました。

一例といたしまして、先ほども若干申し上げましたが、例えば、2階の空間については寮の寮室といいますか居住スペースといたしまして、1階にはデジタル等の技術も住民の方々が享受できるような交流スペース等を設けると、そういった複合型の目的を持って初めてデジ田交付金として採択されるといった条件がございましたので、当初から何かしら無駄といいますか華美な施設整備を考えていたのではなくて、結果としては、財源に見合った施設の機能といったものを目指しますと、そういった形のしつらえになるといったことにたどり着いたといったことでございます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。いろいろ検討はしたんですけども、そういう交付金とかそういう目的を持った補助事業を取り入れなきや駄目なので、なかなか今の段階では難しい。そこで、やっぱり当初目的としていた1学年12名、36名を、収容と言ったら、入れる寮と同等の個室、あるいはそれらの民間の施設、あるいはそういう民家を含めてこれまで探してきたんですが、これからもそうやって36人を受け入れる体制をつくっていくということでおろしいですね。

なお、先ほどから交通の便とかありましたけれども、私、いとも簡単にデマンド交通もやっているんだからその延長とか、そういう方法も考えて臨んで、できるだけ36人が受ける、そういう最初の、ちょうどさっきモデルケースと言いましたけれども、最初のモデルケースだからこそ、私はもう大事にこれをやってほしい、そういうふうに思っていますけれども、い

かがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当初から1学年12人ということでやってまいりましたので、36という数字が出てくるんですが、基本的に、これまで4年間で町のオープンキャンパスに参加をしていただいたのが1学年平均17組なんです。そうすると、54組全員受け入れるとすると54室が必要になるということになるんです。

ですから、36室という、36というのは当初からありましたのでそこで今御議論をいただいているわけでありますが、例えば、全員受け入れるということになると到底36でも足りないというのが、現実に南三陸高校においてになっている子供たちがそれぐらいいるということなんです。これを受け入れるとなると際限なくなってしまう。

じゃあ、どこで上限を決めてしまうんだということになると、非常にこれもまた我々としては頭の痛いところだというふうに思っておりますので、ここは非常に難しいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） これまで町長お話しをされておりますとおり、担当課といたしましても、寮といったことに限定せずして6年度から、試みの段階ではございますけれども、町内全体について、下宿あるいは民間の宿泊施設の借り上げといったことでお声がけをさせていただいておりますので、この点につきましては引き続き対応を続けてまいりたいと考えてございます。

なお、その36名といったことは、まさに県教委のほうで普通科、情報ビジネス科で、12名程度ということで示されておりますけれども、高校側との我々これまでの協議の中では、寮に限定せずして下宿あるいは民間宿泊施設の借り上げも含める形で、可能であれば12名といった形で整えましょうといったことで、これまで協議を進めてまいっておりますので、引き続き関係機関の御意見、御指導等もいただきながら対応を図ってまいりたいと思います。

また、議員からお話しございましたデマンドの活用でございますけれども、やはり現実問題として、我々のほうでさらなる検討が必要だと思っておりますのは、デマンド、現段階では夕方の何時までといったことでいわゆる運行時間を区切ってございますので、部活動あるいは志翔学舎への通学といいますか、そこでの勉強の後となりますと、またそのお子さんたちのために地域公共交通として枠組みを設けるのかといったことになりますので、そちらに係る財政支出、負担等も考えながら、可能な策といったものを見いだしていきたいと考えてご

ざいます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

デマンド交通も公共交通なんですけれども、でも町で人口減少対策、あれは高校の存続が危惧されるからという大義名分の下でやってきていますので、町が主体となってやる部分はある程度柔軟性を持って、これはこうだから四角四面の考え方じゃなくて、相手もあることですから柔軟な対応を練って、できるだけそういう当初の計画どおりに進めていただきたいと思います。

町長先ほど、大人数来るからそれ全部受け入れるのはと言いましたけれども、これ54組来るから全部受け入れは難しい。でも、それってキャパ決まっているんですから、これはもう私は、安易かもしれないけれども、それは選抜とか何とかでやっていけばいいと思うんです。あえて言います。

当初目的に沿った形で、民間の施設はじめいろいろなことで柔軟な対応をして、36人が明るく希望を持って暮らせるような学校づくりというか、k i z u n a 留学生づくりをきちっとしたものにしてやっていただきたいと思います。

以上で1点目を終わりといたします。

次、2点目、町内河川の洪水対策を伺います。

近年、温暖化の影響によるものと思われるが、全国各地で集中豪雨が頻発している。同時に線状降水帯が発生し、大雨による洪水などの大災害が発生し、尊い生命が奪われ、大事な財産が失われている。こうした水害はいつどこで発生しても不思議ではない現状を踏まえ、次の点を伺う。

町内河川は適正な規格、構造で管理されているのか。

以前氾濫した2級河川八幡川の上流を含め氾濫対策は十分かを伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問、町内河川の洪水対策についてお答えをいたします。

初めに、御質問の1点目についてであります、町内を流れる河川は宮城県が管理する2級河川と町が管理する普通河川に分かれておりまして、2級河川は、1級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係あるものに関わる河川で、なおかつ河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定した河川となります。一方、町が管理する普通河川は、河川法上の

河川には該当しない小規模な川や水路を指しますが、いずれも地域の水環境、景観を形づくる重要な河川であります。

河川の適正な規格、構造の定義は様々考えられますが、治水機能と利水機能、環境機能をバランスよく確保できる状態を指すと考えます。

東日本大震災からの復旧・復興事業によりまして、町内の河川は大規模な改修がなされました。計画規模に見合った流下能力を持ち、津波・洪水被害を防ぎつつ、生態系、景観、利用を両立できる河川空間が整備できたのではないかと考えております。

今後においても、関係機関や地域との連携を図りながら、良好な河川環境の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、御質問の2点目になりますが、過年度の災害による河川出水に伴い氾濫が生じた箇所等は町でも把握しております。当該箇所は国道と並行した蛇行区間となっておりまして、道路、河川共に屈折していることから、これまでも管理者である宮城県に対し、必要な対策を要望しているほか、道路につきましては、国道398号改良整備促進期成同盟会を通じ要望書を提出してまいりましたが、当該区間は既に一次改築が済んでおりまして2車線が確保された状況であることから、さらなる改良は困難とのことでしたが、一方で、道路利用者の安全確保を図るため、これまで三陸沿岸道路の開通に合わせて通行車両等に注意喚起を促す路面標示を行ったほか、視距確保のための支障木伐採や複数回の路肩除草を行うなど、適正な維持管理に努めているとの回答をいただいております。

このことから、道路については今後も密度の高い維持管理の実施を要望してまいりますが、河川については、河川法線を見直すなど氾濫箇所の解消に向けて引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろ細部にわたって答弁をいただきました。

まずは、町内の河川の状況なんですけれども、河川も同僚議員の指摘があって、昨年、一昨年あたりから支障木の撤去が大分進んでいる、そういう認識であります。

そのような中にあっても、やはり私が気になるのは幾らかあります。桜葉川なんですけれども、おっしゃっている件で、河川敷と個人の土地との境界がなかなか難しくて、河川が急に狭くなっている部分が数十メートルはあるんですけれども、その近くに民家がないのでこれまで大きな氾濫とかは起きていないかったんですけども、個別で大変申し訳ないんですけども、そういう箇所があるのでそういうのを今後現地調査などをして、いろいろなことで境

界杭とか、そういう対応をお願いしたいと思います。

また、あとは林際地区となりますか桜葉沢地区といいますか、頭首工がありまして、その上流部分が堆積物で、本当に堰と言えない状況になっているんですけども、その辺を見回りというか、通常の維持管理の中でどういう思いで捉えているか。また、当該頭首工の下の部分は根本という部分がかなりえぐられているというか洗掘されているので、その辺もやっぱり今のあれでいうとコンクリート盤とかを置いて浸食を防ぐような工事があると思うんです。現に、台風19号で河川改良工事やったとかそういうふうな工事をやっているので、そういうふうな対策もできないものかと。取りあえず、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 河川の管理という部分において、そういう一連の流れの中で狭隘部、細くなっているところがあるというのでございますが、当然、そういう部分は流れが非常に悪くなって、あるいは何かが引っかかって氾濫するというおそれもございますので、そこは現地を確認させていただいて、境界部分が、仮に町の部分が埋まっているというのであれば、そこは我々のほうで対応を検討したいというふうに考えております。

頭首工の部分でございますが、こちらにつきましては過年度にもしゅんせつ債という起債を用いてたまっている土砂を撤去したこともございますので、そういう事業の活用なども含めて、我々のほうで検討を進めさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 頭首工の堆積物撤去ですけれども、過年度というと、何年前まで遡って過年度という表現であるかはちょっと分かりませんけれども、台風19号のときは確かに自然に流れた感じもあるのでそういうふうにきれいになった状況もありますけれども、あえて私が今ここで言うような状況じゃないような対策を講じていただきたい。要は、通常の見回りとか河川の維持管理の中で、そういうのは対応できるんじゃないのかという思いがしております。

台風19号のときは、7年か8年でやっぱり堰の上流は満杯になる。これは位置、桜葉川の辺ですけれども、これって町内河川いろいろなところあると思うんですけども、やっぱりそういうところに意を用いて対応していってほしいと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 河川につきましては、道路と併せて月に1回程度、我々職員が目視によって点検をさせていただいております。

河川につきまして、土砂が堆積しているという部分につきましては、先ほど申しました通り、起債の中に緊急しゅんせつ推進事業債というのがございまして、令和4年から6年まで7河川で土砂の撤去というものをやらせていただいております。

こちらが起債として借りた後に交付税措置が7割あるという非常に有利な事業でございますので、できればこれを使いながら、規模の大小はございます、それこそ起債を借りるほどでもないようなものは町の単費でやりますし、そこは事業の大きさを見ながら考えたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ということは、先ほど言いました下流川の洗掘する部分も含めて対応するということでよろしいですね。

先ほど私が調べたところは水たたきと言うんだそうです。構造物の下流側に設けられる、水量で落下する、そこが掘られないようにコンクリート製のブロック等を敷き詰めてやるのを何か水たたきとかって、同僚議員のほうが詳しいと思うんですけども。そういうのも含めてやっていかなかつたら駄目だと。

実は台風19号のとき、あそこのそれこそ頭首工全体が流されてしまうんじゃないかという心配したんです。ところが、運よく流れなかったので、そういう下流の部分も含めた話をしていますので、それはもう頭の中に入れておいて対応するということでよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議員おっしゃるのは俗に言う護床工というような、河原から落ちたときに川底が現れないように、一般的にはコンクリートを打ったり、あるいはブロックを設置したりということでございます。そこはちょっと我々のほうでも現地を見て対応を考えたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町管理の部分、いろいろあると思うんですけども、これらは昔から自然にこういう流体ができていて、低いところ、低いところと水が流れていっているので、例えば、登米市さんとか向こうのほうの北上川みたいに洪水を防ぐために土手を作っているんじゃないんだ、作っているところもあると思うんですけども、それはほぼないと思うんですけども、やはりそれも河川の、先ほど言ったように幅とか境界とかやっぱり分かるうちにきちんとして、先ほど対応すると言っていました。

あとは、この辺はみんな地域の事情に詳しい、職員の方も詳しい方がいるんですけども、

例えば、こういうところが浸食されていますといったときに、要は道路に標柱ありますよね。

例えば、ここから志津川の中心点からなんていう、高速道路は起点から今何キロですよとあります。ああいうのも、面倒だと思うんですけども設置しておけば、ここから何百メートルの地点付近が洗掘されていますと具体に言えると思うので、ちょっと面倒くさいと思うかもしれませんけれども、そういう対応も必要じゃないかなと思っています。

例えば、知らない人が今こういうわけだと言ったって、今、ここ、ここと電話で言ったってなかなか駄目なので、例えば、ここに河口から今何キロですよ、何キロ何百メートル、多分あれは200メートルぐらいの感覚であると思うんですけども、そういうのも設置していくのも1つの管理者の責任であると私は思いますけれども、対応していただけますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 1つの案としては非常にいいのかなと思いますが、我々としては、町内に詳しい職員もありますし、一方、議員の皆様も当然町内のどこがどうなっているのかという部分については非常に目を配っていただいているのかなと思います。具体に個人名を挙げることはできませんけれども、何とか商店のあそこだよと言っていただければ、我々現地のほうに赴いて確認をさせていただきますので、当面はそういう対応をさせていただけたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。そういうことで適宜対応お願ひいたします。

それで、次に、以前氾濫した2級河川八幡川の上流部含めということで先ほど答弁をいただきました。県管理なものですから、私は県土木のほうに8月12日頃かな、電話していろいろ聞きました。

それで、話をしたら、通常の維持管理、支障木の撤去とか堆積物の撤去をやっていますよというお話をいただきました。先ほど町長答弁にもありましたように、法線変更も含めて話をしましたけれども、何かちょっと電話だけじゃお互いに理解できない点があったので、じゃあ、そういうのだったら一応現地調査をしたいんですけどもいかがですかということで、27日の議運終了後の雷雨というか雷鳴の中、県の河川課の職員2人、あるいはせっかく県から來るので建設課の課長、係長さんも同行いただきまして、調査をしました。その結果……。駄目かな。分かりました。そういうことありました。

台風19号からの工事で、通称398の近くの急カーブのところは、以前は道路なんか詰んでいましたけれども、現在はコンクリートブロックできちんとされて、以前よりはよくなっています

ました。それと同時に、入谷から移転してきた商店さんの裏側、あるいは対岸もコンクリートブロックで半分ぐらいずつ覆われています。

その辺はまだいいんですけども、その先、次のカーブになる間、特に左岸、堆積物がすごいんです。今は、ヨシに覆われています。反対側にコンビニさんの裏側、多分民地と河川の境界が分からなくて、民地の竹やぶそのものが竹が何本も1つの固まりになって、河川の中央部に行って流れをせき止めている。さらに、それから回って釣具屋さんの下のところに行けば、右岸側にかなりの堆積物がある。

県の方は、町と同じように月1回ぐらいは調査をしている。しかし、調査を行うんですが、それは車で行っていると。車からあの辺は全然見えません。だから、10回に1回ぐらいは降りてきたらどうですか。これは洪水の大きな要因になるから、8月から10月ぐらいまでは台風の時期なので、台風の時期前に撤去をお願いしたいんですがと言ったら、なかなかこれだけの量だと難しいと。ふだん、おざなりの管理をしているからそういう状況になるので、これは町の管理にも共通すると思うんです。

建設課長に私は言いました。ここ県管理だから関係ないじゃなくて、町の河川見回りのときにちょこっと見ていればこういう状況にならないんじゃないかと。そういうふうなことでやりましたけれども、同行した課長、私はこういうふうに感じて即やるべきだと思いますけれども、どう感じました。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 当日、私も一緒に現場を見させていただきました。議員おっしゃるところ、河川の堆積量がかなりありますし、流下阻害するヨシがかなり入っているという状況、それから土羽護岸が一部崩れているというのも確認させていただきました。

近年、災害が多発するような大雨が降っているという状況を鑑みれば速やかにやるべきなんだろうというふうに思いますが、我々の中では、なかなか財源であったり用地であったり、そういう部分の準備というものがございますので、そこは県と一緒にやって我々も早めにできるように対応したいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろくどくど言っていました。

先ほど町長答弁もありましたけれども、あとは以前言いました法線の変更、これも河川課の職員と一緒に見て、熊田橋付近から釣具屋さんの後ろまでこういうふうなことで法線変更、こういうことでということでお話をしました。

ちなみに、そこに立ち入るにも地主さんの許可が必要なので、2人の地主さんに立入りの許可をいただきました。それで、草が生い茂っていて大変なところを私先頭切って行って、ツルに引っかかって転倒したりしまして悪戦苦闘して見てきました。

そういうことでお話をしてきたので、私1人でどうのこうのじゃないので、一応熊田橋から釣具屋さんの後ろまで法線変更、これはやっぱり私1人がどうのこうの言ったって駄目ですから、町として洪水対策、こういうことで要望活動していって、できるだけ早くそういう洪水の被害、危険から逃れるように、安心・安全なまちづくりの観点からしてもより強力な要望が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、いろいろお話ししておりますように、河道の掘削とか法線の変更ということについては、これは県のほうに我々としてもこれまでお話ししておりますし、今後ともそういう要望はしたいというふうに思っておりますので、諦めずにやるということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長からそういう力強い答弁いただきました。諦めずというか、これ何回もやっているけれども駄目だったという捉え方もできるんですけども、これはやつたかどうか分からないですけれども、まずそういうことで、町の住民の生命、財産を守るのが町の役目でもありますので、鋭意努力していっていただきたいと思いまして、一般質問は終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、通告5番後藤伸太郎君。質問件名、1、防災・減災の取組について。2、南三陸高校の全国募集について。以上、2件について、後藤伸太郎君の登壇発言を許します。後藤伸太郎君。

[6番 後藤伸太郎君 登壇]

○6番（後藤伸太郎君） 通告5番、議席番号6番後藤伸太郎は、ただいま議長の許可をいただきましたので、登壇して的一般質問をさせていただきます。3期12年務めてまいりました中では、最後の一般質問となるかと思います。

4年前、選挙に出馬した際に公約に掲げたものの1つは、町ぐるみの防災を実現するということでした。この4年間の任期の中で、1つは県主催の大規模な防災訓練が町で開催されました。大変多くの町民の方々が参加されました。

また、私もずっと参加しておりますけれども、南三陸高校の生徒さんたちを対象にした防災ワークショップを毎年開催させていただいておりまして、今年10月で3年目になります。在校生全員が体験したということになります。

また、志津川中学校、歌津中学校での実践的な避難訓練、特に志津川中学校で行われております避難所運営の訓練にも参加させていただいておりまして、私も震災のときには志津川小学校で避難しておりまして、避難所の自治会の副会長として様々経験をいたしました。そのことを若い世代に伝えるということができております。町ぐるみの防災を着実に前に進めてこられたと思っております。

今回はその集大成という思いで先々月の津波警報に対しての対応と、代表質問というわけではないんですけども、所属する民生教育防災常任委員会で調査してきた内容を踏まえまして、防災・減災の取組について、町長、教育長に伺います。

7月30日、ロシアのカムチャツカ半島で発生した地震により広い範囲に津波警報が発令されました。町では災害対策本部を立ち上げ対応に当たり、大きな被害はなかったものの、課題も見えたこと思います。民生教育防災常任委員会での調査も踏まえまして、安全・安心なまちづくりへの取組について、以下の5点について伺います。

1点目、津波による被害と復旧状況はどのような状況でしょうか。

2点目、災害対策本部の運営における問題点はありませんでしたでしょうか。

3点目、長引く警報、注意報の発令中、学校などの対応は適切だったでしょうか。

4点目、ペットを連れて避難することへの対応はどのようになっているでしょうか。

最後、5点目、進入路が1本しかない団地の安全確保の状況はいかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤議員の1件目の御質問、防災・減災の取組についてお答えいたしますが、その前にカムチャツカ半島の災害対策本部を開催した際に、本部会議のと

きに一番後ろのほうに席を用意しておりますので、あそこはオープンにしておりますので、ぜひ後藤議員も、ずっと災害本部会議、脇のほうからのぞいておりましたけれども、別に脇からのぞかなくたって、ちゃんと部屋に入ってちゃんと腰かけに座って会議の流れを御覧いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、御質問の1点目になりますが、人的被害は報告されてございませんが、漁業用施設について、カキとホタテの養殖施設計4件で一部のロープが津波により切れ絡まるといった被害が発生し、それに伴い、ホタテの落下被害の報告がありました。施設被害については、個人での復旧が可能な程度ということでありますので、既に復旧が始まられているということです。

2点目ですが、本部運営について問題はなかったと認識はいたしております。しかしながら、今回の気象庁からの津波警報発表に対して全町に対して避難指示を発令したことについては、状況に応じて避難指示発令地域を限定するなど、柔軟な対応が必要と感じております。他の自治体では、防潮堤より海側の地区に限定した発令や産業地域、いわゆる低地部のみに避難指示を発令している事例がありました。それらも参考にしながら、今後検討してまいりたいと思います。

御質問の3点目については、教育長に答弁をさせます。

4点目になりますが、ペット連れの避難対策は、災害時の避難率向上と避難者の安心・安全の確保という観点から極めて重要であると認識しております。現在、町としては、受入体制の整備、避難所運営の標準化を目指し、今後、各世帯に対し、ペット飼養状況及び避難について同行、同伴もしくは車中泊希望などのアンケートを実施する予定であります。獣医師、動物愛護団体等と連携を図り、必要となるペット用区画、給水、給餌、排せつ物処理等について検討してまいりたいと思っております。

次に、御質問の5点目になりますが、進入路が瓦礫等により寸断された場合に孤立するおそれがある、あるいは進入路が複数あれば避難できるのではといった質問と解してお答えをいたしますが、進入路を追加で整備することは現実的ではないと考えております。また、仮に孤立したとしても、議員も御承知のとおり、町では最低3日分の備蓄を推奨していること、昨今の各種災害時において、水、食糧等の物資支援、国土交通省、防衛省及び建設業者等による道路啓開作業が遅くとも72時間以内には被災地において活動づける支援体制が確立されつつあることに鑑みると、1本しかない進入路が啓開された後に移動していただくことで、安全・安心に移動、避難することが可能ではないのかと考えております。

しかしながら、3日以上に長引く可能性も否定できませんので、町民ニーズを明確にして、国土交通省、防衛省等の関係機関と連携を図り、適切な対応ができるように取り組んでまいりたいと思います。

続いて、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） それでは、私から後藤伸太郎議員の御質問の3点目についてお答えいたします。

教育委員会では、年度当初に津波注意報以上が発表された場合の行動指針を保護者へ示しております。児童生徒が学校にいる場合は、津波注意報及び津波警報が発表されたときは原則学校待機とし、移動経路の安全確保ができた段階で保護者の迎えがあった場合に限り、校長判断で引き渡すこととしております。

7月30日には、津波注意報、続いて警報が発表され、各学校では活動を中断し、校内での待機、さらにはより高台にある施設への避難などの対応を行いました。午後になり、保護者からなぜ子供を引き渡さないのかとの問合せが学校と教育委員会事務局に複数寄せられましたが、この間、学校においては、震災の教訓を踏まえた学校待機の方針を繰り返し保護者に説明し、理解をいただけるよう対応に当たりました。

教育委員会では、災害対策本部の決定を受け、午後5時35分に学校の管理下での安全確保が原則的に最も安全としつつ、保護者の責任の下、引渡しを可とする方針を学校に示し、午後6時50分までに全ての児童生徒が帰宅いたしました。

今回の事案を通じて、引渡しの可否の判断やその根拠、遠地地震の際の対応の難しさなどの課題が明らかとなりました。教育委員会といたしましては、今後は、各学校防災担当者と関係機関で十分に協議し、学校防災マニュアルの改定を含めたより実効性のある体制の整備に努めてまいります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 防災・減災というのは、先ほど4前にそういうことを町民の皆さんにお約束しましたという話をしましたが、議員になるきっかけというのは、私は東日本大震災の後の経験ですので、非常に重要なものだと思っておりました。

そのときに、7月末ですね、私も初めての経験だったと思います。揺れていないのに携帯が鳴って津波警報が出たんです。津波注意報は、私の中での意識的な危機レベルというのはそれほど実は上がらなかつたんですけども、1時間後に津波警報になった瞬間に何となくい

いろいろな光景がフラッシュバックして、これはただごとじやないなと。自然に災害対策本部、町の庁舎に足が向いていたということがありました。恐らく多くの町民の皆さんも様々なお気持ち、行動につながったんだろうと思いますので、そこを少し、検証というわけではないですが、振り返りつつ、じゃあどのような防災・減災の取組が今後必要になっていくのかということに議論が及べばなというふうに思っております。

まず、1点目なんですが、津波による被害と復旧状況ということで、ほとんどなかつたですよと、少しはあったというよりはあまりなかったという言い方のほうが適當なのかなというふうには思っております。詳しく、養殖施設が4施設ほどロープが落ちたりしたということですが、例えば、被害額、金額でいうとどれぐらいですかという情報は押さえておられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 津波被害によります被害額でございますけれども、まず施設的な部分で申し上げますと、今回の被災に伴う新たな資機材購入はないというふうに確認をしておりますので、この部分の被害額はゼロということになります。

一方で、養植物の落下というものが見受けられますので、この部分につきましては10万円から20万円程度ということで把握しております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 遠隔地で起きた地震でマグニチュードはとても大きかった、現地では大変な被害が出ているということですので、安穩としてはいられないんですけども、その割にはといいますか、被害は大きくはなかった。ただ、揺れていない遠隔地からの津波というものに対して侮ってはいけないとは思うんですけども、そのあたりは町長、どのようにお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後藤議員は若いので経験ないからですが、1960年のチリ津波がまさしく遠隔地の地震、そして大変な被害の起きたチリ地震津波ということがここ三陸沿岸を襲ったわけでございますので、それから東日本大震災の2日前もチリで大きな地震があって、そのときも津波警報が出たということがありますので、私はどちらかというと1960年のチリ津波というのは小学校3年生でしたので、遠くで地震があってもこういった大きな津波が押し寄せるんだというのはもう身にしみついていますので、そういう意味では、若い方々にとっては、チリ津波を経験していない方々にとっては、そんな遠くで地震あったのに来るのかとい

う率直な感想、思いを持った方々もいるのは間違いないだろうなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） やはり慣れとか、繰り返し避難を続けていたけれども避難来なかつた、要は空振りですよね、空振りを何度か経験しちゃうと、次も大丈夫だろう、どうせ空振りだろくなってしまう。それが多分一番怖いと思うので、このことは、私たちは体験していないですが、チリ地震津波は、でも、この町で生きてきましたのでいろいろなところにその痕跡であったり碑であったり、モアイ像の前には東日本大震災で瓦礫に流されて傷ついた当時の碑がそのまま残されていますので、ああいったものを伝承していくということは非常に重要であるというふうに思います。その意思をしっかりと確認できたのでよかったですかなと思いました。

2点目、現実に津波警報が出ましたので災害対策本部を開いたということになりますが、まず確認といいますか、全部で何回とか時間的にはどれぐらい、いつ始まっていつ終わったのかといったあたりはどのような状況だったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 津波注意報が発表になったのが7月30日の8時37分です。

津波警報に切り替わったのが9時40分、約1時間後ということになりますので、これで災害対策本部会議を開催したということになります。

夜になりました、20時45分に津波警報解除、これで災対本部会議も解散ということになりました。

7月31日の翌日になりますが、夕方の4時半に津波注意報が解除ということになります。

この対応については、町としてしっかりと対応させていただいたということです。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） あんまり重要な情報ではないですが、会議は何回開いたとかというのももしあれば、後で教えていただければなというふうに思います。

実際に被害が出ているので言葉を選びながらしゃべらなければいけないなあとは思っているんですが、なかなか避難訓練というのは継続して意識を高く持って継続しなければいけないことですが、なかなかやっぱりリアリティーを求めるというか、訓練はやっぱり訓練ですのでなかなか現実を超えないところがあると思うんですが、実際に災害対策本部を立ち上げてそれについて対応したということは、ある種訓練として機能した側面もあるのではないかというふうに思っております。

また、町民にとりましても、日頃の備え、あ、やっぱりこういうことあるよねということをぱっと思い出すとか、自分の備蓄品を確認したり、それが十分かということをチェックする機会にはなったのかなというふうに思うんですけども、その中で、例えば、役場の庁舎内であるとか関係機関との連携、こういうものはしっかりとスムーズにできたでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 災対本部会議、先ほどお答えしませんでしたけれども、4回開催してございまして、関係機関との連携等についてはしっかりと取ったということになります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） その連携相手、関係機関の中に、先ほど私聞こうと思っていたんすが最初に言われちゃったんですけども、議会がいたほうがいいと思っているんです、私は。議会議員にも行動指針みたいなものがありまして、災害時のマニュアルというか、こういうふうにしなさい。安全確保はもちろん最優先ですが、可能であれば、誰かが災害対策本部、町の庁舎に来て、リアルタイムでその情報を共有しつつ、別にそれを議員に発信できるかというと、そういう通信インフラが生きているかどうかということの問題もあるので、同時に全員が共有するということは難しいかもしれません、住民代表として我々いるわけですから、その後に、例えば、議会に説明しなければいけないこと、議会の許可が必要なことってあると思うんですけども、それをもう1回終わった後また説明しなきゃいけなくなるわけで、皆さんからすると、その手間を省くためにもいたほうがいいのかなと思っていたんですが、いていいよということでしたので、今後、そのあたりは一歩進めていったほうがいいのかなと私は思っております。これについては、ちょっと質問しようと思っていたんですが、お答え先にいただきましたので私の所見を述べるにとどまります。

もう一つ、先ほどお答えいただいた中で、ああ、そうだよねと思ったことは、避難指示が発令されました。町内全域だったんです。入谷の皆さんも避難指示なんです。どこからどこへ避難するんだという話であって、先ほど、ただ、そこは見直していく必要があるなというお考えがあるようですのでそうしていただきたいんですが、他の自治体の事例の紹介の中で、防潮堤より海側の地域だけに発令したとか低地部のところだけに発令しましたよという事例があったので、あたかもそれを参考にしますみたいなお答えに聞こえたんですけども、私も入谷までは避難しなくていいと思っているんですけども、例えば、海岸線のみ、本当に海岸に近いところのみみたいに限定するのは、私はちょっと怖いなと思っていて、志津川、歌津、戸倉はみんな避難したらいいと思っているんです。

ですので、皆さんの中民生活の状況を一定程度守るために避難指示を出す場所は限定したほうがいいとは思いつつも、それが進み過ぎると、いつしか形式的なというか、あまり実効性のない、要は津波をなめた、侮った限定の仕方をいずれする未来が来かねないなというところにちょっと懸念点があるので、そのあたりどのようにお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき、今、防潮堤という話になりましたけれども、これ防潮堤というのは間違いだな。ちょっと訂正します。防潮堤じゃなくて三陸道です。

三陸道の海側については、ここは避難指示を出しましたが、内陸のほうについては避難指示を出さないという自治体もありましたし、それから、うちの町のように高台移転をして商業施設あるいは工場だけが集積している場所を限定して避難指示を出した自治体もあります。

ですから、いろいろな様々な避難指示の出し方ということについては、我々もちょっと参考にしなければいけないなという思いがありまして、今、お話をありましたように、避難指示を全町に出した、しかし入谷地区に避難指示が果たして必要なのかということについては、これは疑問に思われるを得ないところがあります。

というのは、これは教育委員会の分にも関わってくるんですが、いわゆる小学校の子供たちに校内待機を一斉にしているんです。ところが、入谷小学校に通っている子供たちは、入谷の子供たちですので当然津波到達をするということはまずないと思います。そこに避難指示で学校待機をずっと指示するというのが果たしてどうなんだということが1つの疑問点としてありますし、いわゆるもう1点、もう1点というか何点かあるんだけれども、我々は高台移転をして、ほぼ避難所と同じ高さのところにある自宅があって、学校から待機だということで子供たちを帰さない。ところが、その子供の自宅はほぼ同じレベルの住宅団地に住んでいるということで、これをなぜ帰さないんだということとかという、まさしく当たり前の話と言えば当たり前の話。

例えば、具体なことを言えば、戸倉小学校で沖田団地の方々が同じところにあるのに、何で小学校から待機のまんま帰さないんだという疑問の点とかそういう声、あるいは学童保育でも同様です。そういった問題が現場のほうに父兄からいろいろ出てきました。

ここはやっぱりその辺はちゃんと画一的ということではなくて、確かにさっき後藤議員が言うように安心してしまっては駄目だということはもちろんあるんです。大丈夫だと慣れてしまうというのはあってはならないことなんですが、ただ、実態に即すということも、これはある意味必要なんだろうなということを、じゃあ何のために高台移転をしたんだというお話

も実は出てきたりしたものですから、ここはしっかりと災対本部というか危機管理のほうでいろいろその辺の情報は取っておりますので、その辺の見直しというのはしっかりとやっていく必要があるんだろうなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 非常に難しい、ケース・バイ・ケースですし、やっぱり基本はそれ空振りをおそれずということですから、どこでラインを引くんだみたいなことになるとこれはやっぱり難しいと思うんですけども、まさにそういう話を決定するために私は災害対策本部があるのかなと思うんです。難しい判断を、ぎりぎりの判断を情報収集して、情報がそこに集まるわけですから、じゃあ今回は入谷はいいんじゃないかな、解除しようとかというのを決めるのはどこかといったら、災害対策本部以外ないと思うんです。だから、議会もいたほうがいいんじゃないかなと思っているんですけども。

ですので、そういう話が今事後の検証で出てきているのであれば、それは大変ありがたいことですので有効な検討をぜひしていただきたいなと思いますし、期限を決めて今回の検証を私はまとめたほうがいいと思っているんです、文書か何か、報告書か何かに。例えば、そういう事後検証をしてまとめる、次に災害があったときに、次に災害対策本部が立ったときはこういうふうにするぞという指示書なり提案書なり報告書なり、何かそういうものを作る、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） またもう一つ別な話しますけれども、実は県内の沿岸部の学校は、校内待機の指示を出した。ところが、やっぱり保護者が迎えに来る。引き渡すんです。これ引き渡さないという強制力はないんです。親の責任の下でという前提をつけて子供を戻しているんです。

そういういた様々な問題がありますので、やっぱりこういうふうな中にあって、いろいろな様々な、今回の遠地もですし、地震があった、あるいは近くで感じた部分もあって、いろいろなことが重なってきますので、いろいろな事例を踏まえながら、こういう対応をどう取るかということについてやるべきだと思います。

そういういた観点で、今、後藤議員がおっしゃるように、今回の検証をちゃんととしておいたほうがいいねというのは、実はもう既に危機管理のほうでこの辺のまとめ方に入っています。どこまで行ったかまだ確認しておりませんが、これは見直すということにしておりますので、過日、防災計画会議、防災計画の策定会議ありました。そのときにも冒頭で私、挨拶で今の

話しました。そういった中で、危機管理のほうでも対応は町としてもしっかり見直しをやらなきゃいけないという話をしておりますので、既に取り組んでいるというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 危機管理というと総務課になると思うんですけども、総務課の事務取扱いの副町長、どのあたりまで進んでいるんですか。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 津波の対応の検証ということについては、今、危機管理係のほうでまとめの作業を行っておりますので、いずれ、次回と申しますか今後の防災計画のほうにも反映させるようなマニュアルといいますか、こういった場合にはこういったことが想定されるといったことをもう一度見直し作業をするといったことで現在進めています。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 今後の防災計画の策定会議であるとか防災会議本体であるとか、そういうところに、しかるべき場所に提示できるように進めているという解釈でよろしいでしょうかね。分かりました。

3点目に入っていこうかなと思うんですけども、今、町長からもお話をありました学校での対応ということになります。非常に難しいと思うんですけども、やっぱりどうしても。どちらか一方の立場に立ってこうだろうああだろうと言う気は私はあまりなくて、どういう選択が最善だったのかということを、多分正解なんてないわけで、けれども悩み続けて考え続けていかなければいけない問題だとは思うので、ちょっと一緒に考えたいと思うんですけども。

まず、今回は校内待機ということになったわけですね。ちょっと確認ですけれども、子供さんたちが、学校にいた子たちは学校待機だと、安全な校内に入って過ごすと。迎えに来た保護者の方がいるけれども、事情を説明して、いろいろなことありましたよね、東日本大震災のときも。帰した結果ということもありますし帰さなかつた結果ということもありますけれども、事情を説明して、だから迎えに来た保護者は引き渡してもらえなかつたということですね、保護者側からすれば。帰してもらえなかつたという状態だったということですね。

その引渡しができなかつた理由です。どういう理由でどういうふうに、例えば、保護者に説明したのか、もしくは、なぜ引渡しができないのかという問い合わせに対してはどのようにお答えになるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 後藤議員おっしゃるとおり、学校での対応は様々ありました。教育委員会といたしましては、直後に学校のほうに校長宛てに今回の津波注意報、警報時の対応について、実情について保護者のお話やそれからマニュアルの改善点、気づいたことについて集約をしております。

実際に、町内には7校の学校がありますけれども、当日、部活動やプールの開放で学校に児童生徒がいた学校は3校のみでしたので、児童を留め置きした学校も3校ということになります。

その中で、今、さっきあったように私の答弁で申し上げたとおり、4月当初に、保護者向けに災害時の対応についてということをお渡ししておりますので、その指針にのっとるということを校長以下学校では確認をして、それにのつったということです。

お話のとおり、どうして高台なのに帰れないんだとかいつまで留め置くんだ、泊まるのかというふうな厳しい御意見もあったという学校からの回答もありましたが、学校としては、震災の教訓を忘れてはいけないということで、確かに高台、高台という保護者の方のおっしゃることも理解できるんですけども、現段階の教育委員会で定めている学校と確認をしている約束では留め置きが原則ですということを繰り返し丁寧に説明をして、保護者の方には御理解をいただいたということです。

一部新聞の報道では、他校の他地区のことですけれども、強制ではないということで連れ帰った保護者もあるという報道を聞いておりますけれども、当町内では保護者の方には御理解をいただき、御不満もあっただろうとは思いますが、学校としては当初のマニュアルの全面的な実施ということに努力したところであります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ここから先は感情が入ってくるので非常に難しいんですけども、親御さんが迎えに行って、やっぱり子供と一緒にいたいのは当然だと思いますし、お子さんからしても親御さんと一緒にいるのが安心だよねというところがまずあって、引取りに行ったら帰せないと言われたと。なぜですかと当然聞きますよね。そのときに、原則ですからとかルールなんでとかマニュアルなんでというのは、やっぱり一番説明された内容としては納得しかねるというか、極論ですけれども、ルールにこう書いてあつたらあなたはそのとおり命を捨ててもそれをするのかみたいな話になってしまって、非常に難しいところだと思いま

す。とはいって、やっぱり原則、ルールみたいなものがないと現場は混乱しますから、先生方もどう対応していいか分からなくなる、非常に難しい状況だと思います。

ちょっと状況をまた振り返りたいと思うんですけども、夏休み中という非常に特別な状況でした。ライフラインが全部生きているんです。遠隔地の地震なので、電気も電話も交通も何も止まっていない。信号もこうこうとついているしクーラーも利いている。ある種、そういった中で津波警報が出るというのは、私は想定外だと思うんですけど、いわゆる。また、学校を一歩出ればそこは危険地帯なのかというと、そんなことはないでしょうということで、学校は高台にありますし、学校の校門を出たら津波が来て、校門の内側は津波来ないという話じゃないわけじゃないですか。先ほどありましたけれども、何なら俺の家のほうは学校より高いところにあるぞという話もあってというもろもろの状況がありました。

ですので、やっぱり再検討というものは必要になってくるかなと思いますけれども、どのように見直していくのか。教育委員会の責任者としてどのようにお考えなのか、お考えを詳しく聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） では、お答えいたします。

後藤議員のおっしゃることもっともでありますて、学校側の画一的な説明ではなかなか保護者の方も納得に及ばなかったというところは、おっしゃるとおりかなあと思います。

今後、教育委員会としての考え方ですが、町長の答弁にもありましたけれども、やはり今、我々、震災以降このような状況になった学校現状が初めてだったということで、これまでみんなが全員で守ってきた約束事を守ることが最大の安全だという判断に至ったと思いますし、教育委員会もそのように認識をしておりました。

ただ、今回の揺れない津波警報、遠地地震に対する在り方であったり、今の立地状況を高台移転して、学校から自宅まで前回の浸水地を通らないルートであることが確認できたり、さらに高いところへの保護者による移動であったりというところ、それからライフラインについても全てつながっていたというような事情を踏まえて、教育委員会といたしましても、原則とありますけれども、一律それを保護者に求めること、学校で100%実施することを求めるものではなく、先ほども申し上げましたけれども、今回の学校からの各反省を踏まえまして、各学校の学区内でこのルートは通らないでほしい、1回下がるルートですね、それから学校から家までの高台のルートであれば、こちらのほうは遠地であったり津波注意報の段階では安全が確保できるという、町と防災会議との最終的な詰めも必要かと思いますけれども、ど

こをどのように判断するかについては、教育委員会と町のほうの防災会議とも共通理解を図りながら、さらに、あまり今度詳細にするとそれにとらわれてしまうというところはあるかと思うんですけども、とにかく今回のあった事案をしっかりと見直しまして、新たに登校のルート等まで確認をして、学校と共にその辺を詰めていきたいと考えております。できるだけ早い時期に防災担当者、校長等とも協議をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

今、お伺いしたのは、見直しの方向性としては、私、実は2つあると思っていて、今、おっしゃっていただいたような個々の事情をしっかりと把握した上で安全が確保できるのであれば親元に帰す、親の責任で安全を確保していただくということに切り替えるということを、先ほど原則を一律求めるものではなくというような表現だったと思うんですけども、そういった形の方向に持っていくか、いや、守ると、絶対に帰さないと、帰さない代わりに学校に何日間でも泊まり込めるようなちゃんとした設備を整えると、どっちかかなと思ったんですけども、後者ではなく前者のほうだというようなお考えでした。

今、具体的にここはどうだ、あそこはどうだという話はなかなか難しいとは思っていますが、希望することは、今回は、私は想定外の出来事がたまたまそれぞれ幾つかあったと思うんですけども、次はそれを想定内にできるようなマニュアルの改定を期待、希望したいなとうふうに思っています。

その上で、もう1個だけ今回のことについてお伺いするとなれば、津波注意報から津波警報になって、どうも震源地が遠いと。ということは、恐らく津波警報もしくは津波注意報の解除には結構長い時間がかかるだろうということは予測できたかなと思います、ある段階で。そうなったときに、学校に子供たちが待機している。だんだん暗くなる。午後、夕方、夜に近づいていく。迎えに来てもいいですよという時間帯が夜とかもしくは日付をまたぐ、夜中になる、1泊するみたいなことが、ある段階からは想定できたかなと思うんです。

そういう意味では、今回、結局というか引渡しは可能にしたわけですけども、もう1時間ぐらい何とか早く、明るいうちに親御さんが安心して子供たちと晩御飯食べられるような時間に帰してあげられたらなと思うんですけども、そのあたり、まずはお考えはどのように思います。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） ありがとうございます。

学校に連絡しているのが5時35分、7月でしたのでまだ明るい時間とは言いながら、最終的に全員帰ったのを確認できたのが6時50分ということで、かなり暗い時間になったというところは議員おっしゃるとおりであります。

先ほども申し上げましたとおり、心情的には、親御さんに明るいうちに帰したいということはありましたけれども、やはり繰り返しになりますけれども、その段階では保護者に示している原則を守るということと、あと学校からも保護者から帰してほしいという問合せがあるということが委員会にも報告がありまして、どのように対応したらいいですかということですが、それに対しては、前回の震災の過ちを繰り返さないというところが教育委員会、学校としての方針ですので、4時過ぎの段階では、そのように学校のほうに教育委員会としてお伝えしたところです。

その後の災害対策本部会議で、3回目だったでしょうか、協議をしたときに総合的な判断で帰すという決定がされましたので、その旨を受けて各学校へ通知したところです。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 災害対策本部で子供たちの対応をどうしようかということが議題に上ったのは3回目ということでよろしいんですか。回数というか、やっぱりどの時間帯でということ。

もしくは、もう一つは災害対策本部で話しましたんですねということです。先ほど途中で言いましたけれども、いざというときどう対応するかという判断は非常に難しいと思うんです。責任も伴うことですから、命がかかっていることですから軽々には判断できないと思いますが、いずれ誰かが判断しなければいけないとすれば、災対本部で協議した上で決める以外ないと思うんですけども、災対本部で協議はしたんですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3回目の災対本部会議やって、ちょっとさっき私言ったようないわゆる入谷地区も駄目なのかという話になって、もう1回、再度町長室で協議を始めました。そのときに、学童保育等を含めていって保育所も含めてなんですが、現場でこういう混乱が起きているという連絡が入りました。その際、じゃあこういう方向にしましょうということでその場所で決めさせていただいて、基本的にはお帰しをするということです。

それは、あとは教育委員会のほうもそれを踏襲するというふうな話になりましたし、それから、絶対帰さないと言っていたのは高校が帰さないということだったんですが、高校もやっぱり同じような問題が起きて、保護者の責任の下にお帰しをするというふうにかじを切

ったというふうにお聞きをしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） すみません、私も興奮しながらしゃべっていますけれども、非常に大切なことだと思いますので、ぜひ検証するというか、何が起こっていたのか、どこにどういう判断があって、それは誰のせいだと彼のせいだと、よかったですとか悪かったですという話、文句が出た、出なかったという、100%のコンセンサスなんてそもそもないので、批判は当然あってしかるべきだと思うんですが、どういう理由でこういう選択をしたんだということをちゃんと説明できるということが一番重要なかなと思いますので、ぜひ、町長も教育長もそのあたりを今後につなげていっていただければなというふうに思います。

その上で1つ御紹介したい話があって、今、随分厳しい話ばっかりしましたので、志津川小学校へ避難した方から、大変対応がすばらしくて感動したんだというメールをいただきまして、いつかどこかで披露したいと思っていたんですけども、もし許しいただけるならちょっと御紹介したいんですが。当日の話です。

私たちが昇降口へ向かうと、ちょうど先生方も外に出てきてくださり、避難してきたことを伝えると、まずは昇降口の軒下にいるよう指示を受けました。5分もせず、中へどうぞとの案内でスリッパを履き、名簿へ名前、住所、電話番号を書き、すぐ横の1年生など複数の教室に誘導いただきました。既にクーラーと扇風機が回っており、大変涼しかったです。程なくして、ジャグに冷たい麦茶と紙コップ、ごみ袋が運ばれ、さらに養護の先生からの体調チェックがありました。

その後、校長と教頭先生は御不在とのことで、主幹の担当教諭が挨拶に来てくれました。校長の指示を受けながら担当します、子供の足で15分ほどの指定避難所、志津川中学校へ移動することになると思うとアナウンスがありました。その後、町として避難所指定していただいたので、とどまることになった際もすぐに伝達に来てくださいました。

その後、役場に運営が引き継がれ、備蓄品が配られ、快適に過ごすことができました。定期的な体調管理もしていただき、先生方には本当にきめ細やかで丁寧な対応をしていただきました。酷暑の中、原則徒歩での坂を上がった後、今回はライフラインが断たれなかつたので、クーラーのある部屋で大変快適に過ごすことができました。小学校側も夏休みで教員が少ない中、受入体制が大変すばらしく感動し、最後きちんとお礼を伝えられなかつたのが大変悔やまれるほどでしたというようなお話をでした。

ですので、津波の教訓、震災の教訓というのは生きていると思います。避難所、それから学

校、教育現場の皆さんも必死に対応していただいた一方で、やっぱり見直すべき部分ということもあるということだと思いますので、これ紹介しないと一方的にどうだったんだ、ああだったんだと責めて終わっちゃうかなと思ったので、ぜひ紹介したいなと思ったんですが、教育長、そのあたり含めて今後どのようにしていきますか。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 今の志津川小学校の対応のお話しいただきまして、ありがとうございます。

小学校も避難所として、町内全部で16地区だったと思いますが、各小学校も避難所指定されているところは全て開設されたということで、当初は職員の対応になったことだと思います。

今、お話ありましたように、教育委員会としましても、体育館への避難だと非常に暑いことが予想されましたので、各校のほうには、避難者の場所については確認をして、できればエアコンのあるところへの誘導をお願いしたところです。

ただ、湯茶の提供までは委員会からはお願いしているところではありませんが、それぞれ各校で避難者対応というところでは、ふだん実際の訓練はしていないんですけども、教職員が避難者を受け入れる気持ちとしてこのようにあるべきということを率先してやっていただいたことには、非常に先生方には感謝をお伝えしたいと思います。

せっかく御紹介いただきましたので、この話は校長会議でも紹介いたしまして、各校におきましても、本来であれば避難所運営は町職員が中心になってやるべきものではあると思いますが、初期対応として学校職員に求められることも多々あるかと思いますので、このような配慮ができるような教職員でありたいと思いますし、教育委員会といたしましても、どのような配慮できる教育委員会であるべきだと思いますので、今、いただいたお話を全体に広がるようにしてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、午後も引き続き、1件目がまだ少し残っておりますので続けさせていただきたいと思います。

教育現場の状況というのは、よく分かったかなというふうに思います。非常にデリケートですしありがな問題だとは思いますので、引き続き、学校の先生とか保護者の皆さん含めて地域の方々等、いろいろ声を聞きながらブラッシュアップしていく、磨き上げていくということが必要かなというふうに思いました。

我々議会としては、委員会単位で県外視察なんかをさせていただいて先進事例の取組などを見る機会、現場の職員の方々のお話を聞く機会ということも多々ございます。民生教育防災常任委員会では、この1年ぐらいをかけて防災の取組ということでいろいろ調査してまいりました。

そこで少しなるほどと思ったことなどを今回聞いてみたいと思いまして、この先、お話をさせていただきたいと思うんですけども、広島県の竹原市というところに伺いました。平成30年に土砂災害があって、大雨が降って多くの被害が出たという場所だったんですけども、その後に見直したことの1つとして避難所開設、件名でいうと1件目の中の2点目に当たる部分だと思うんですけども、避難所開設について、今までではそうではなかったのだけれども、どの職員でも避難所を開設できるというようにしたんだそうです。避難所運営マニュアルというのを見直したと。

これによって避難所がスムーズに開設できるようになったというようなお話だったんですけども、我が町では、この避難所運営マニュアルもしくは避難所開設マニュアルみたいなものが存在するのか。それから、避難所を開設するというときには、どういう職員でも対応できるのか、現状を聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 避難所の開設マニュアルなるものは、当町にはございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

避難所開設は、どの職員がいてもできるということでいいですか。繰り返しになりますが、もう1回聞きます。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） そのように理解していただいて結構でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） マニュアルとか事務の取扱いというのは、各自治体いろいろな差があると思いますので、当町では、過去の教訓も踏まえまして、いち早く避難所を被災者というか避難してくる人たちに向かって開設するということが重要だということで整備されているということのようです。

マニュアル等はないということでしたけれども、その事務手続をある種明文化、明確化しておくために、どういう人がどういうタイミングでどういう手続をして避難所を開設する、もしくは避難所をその後運営していくということをマニュアル化する。先ほど、マニュアルが存在し過ぎるのもどうかなという話もしましたが、事務の手続上はあったほうがスムーズかなと思いますが、今後策定していくとかそういうお考えはあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） そこも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、4点目に移りたいと思います。

4点目はこれも同じく広島県の熊野町というところに視察に行きました、6人の委員で訪問いたしました、様々ここも土砂災害があったところです。その視察の会場が、災害以降に新しく新設された防災拠点でした。防災拠点なんですかけれども、平常時は公民館として活用されている。ふだんは公民館なんですが、いざ大雨が降ったり避難しましょうと避難指示が出た場合には避難所になる。

そのときに、あらかじめ、要は新しく造るということだったのでいろいろな意見を盛り込めたんだだと思いますが、ペットと一緒に避難してきていい避難所ですよということを周知してあつたんです。ペットというのは連れてくるとどうしても臭いとかがしますので、防臭加工を施してあるスペースがもともとあって、ふだんは別な会議とかで使っているんですけれども、避難所として機能するときはここにペットを置きましょうと。ケージとかも整備されていて、さらには中庭みたいなところにワンちゃんとかが走り回れるようなフェンスに囲まれたドッグラン的な施設もあって、さらにそこから室内に戻るときのために、そこに水道がついているんです。足洗い場まで完備されているというようなところがありました。

振り返ってみると、東日本大震災などのときはペットを連れて避難された方なんかはやっぱり避難所に入るのはためらわれて車の中で寝泊まりしたりと、それは結構体にも負担がかかるというようなことがあったという事例があったというふうに記憶しています。

今、避難をためらわないようにするために環境を整えることは一定程度重要なと思いますが、

重要であるという認識を先ほど示していただきました。その際に、まずは現状把握だということなんですか、ペットを連れて逃げたい、避難するとなったらペットも連れていくんだという人がどれぐらいいるかということをアンケートするということだと思うんですけども、その数であるとか皆さんの意向を把握できた後、どんな対策を考えているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、非常に極めて重要な問題だと思います。

ペットというよりも、どちらかというと飼い主の人にしてみれば家族と一緒にだと思います。そういった意味におきましては、一緒に逃げる体制をちゃんと受け入れ先があるということは非常に重要だと思います。

犬ってほえるんですよね。東日本大震災のときに、2日前に地震があって警報が出て、そのときに犬と一緒に避難をしたんですが、ほえてほえてしようがなかったということで、いざ東日本大震災のときに、鳴かれることが周りに迷惑かけると避難しなくて自宅で亡くなったりという、非常に私の身近な人ですが、そういうケースがありましたので、こういったペットと一緒に避難をするスペースを作るということは非常に大事だなというふうに私自身も痛感をいたしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） なかなか熊野町の事例の場合は、最初から今からなかった施設を新しく造るということだったので、じゃあペットも一緒に避難できるようにしようよとかアイデアを設計段階から盛り込むことはできたんですけども、今、現状は避難所になっている場所で連れていけるところはあるんでしょうか。もしくは、そこに今から何かスペースを作るということは技術的に可能なかどうかお伺いしたいと思いますが、どのような現状でしょう。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） ペットの受け入れ 자체を禁止するといった決まりにはなっていないので、そこについてはペットと一緒に避難ということも可というふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 禁止していないから、じゃあどの避難所でもペットは連れてきていいですよということなんですね、基本的には。

そうなると、それは非常に重要だとは思うんですけども、一方で、小さいお子さんがいる

とかアレルギーの方がいるとかお年寄りがいるとか、家族同然とはいえやはりペットですの  
で、それ特有の課題、問題点もあると思うんです。今のお答えですと、そこに対する対策  
もやっぱり必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） その部分につきましては、アンケートもこれか  
ら実施いたしますし、必要最小限度の備えは必要なのかなということで、まずもってそのア  
ンケートの結果を見て対応を考えていまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） まず、アンケートということで大事なんですけれども、そのアンケー  
トに出た結果、一緒に連れてくるよという人が、例えば、1,000人いたとして、その1,000人  
分どうするんだという話を全く白紙から作り上げるという話だったら、アンケート取る意味  
ないので、ある程度の方策というか方向性はもう定まっているんじゃないかなと思って伺っ  
たんですけども、何かあまり踏み込んだ答弁がいただけないようですので、5点目に移り  
たいと思います。

5点目は、震災以降、夜寝る場所、職住分離というなりわいは様々であっても住まいは高台  
にという基本原則でまちづくりを進めてきました。我々、今、高台の団地に住んでいる方が  
多いと思うんですけども、道が1本しかないと。だから、いざというときここが通れなく  
なったらどうすんだということは、十何年前からずっとと言われてきていたことです。

先ほど御答弁はいただきました。道路を造るというのはやっぱり現実的じゃないよねと。た  
だ、どの団地に、特にこの団地はこの道路がなかったらちょっと行き来が大変だよね、要は  
不都合が、不具合が多いよねという団地の洗い出しのようなものは進めているんじゃないかな  
と思いますけれども、どういった道路の具体的にどの団地には対策が必要だと考えている  
のか、そのあたりどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その前段でちょっとお話をさせていただきますが、高台移転をする際に、  
当然のごとく、そういう道路整備の問題についてもいろいろ議論をしました。基本、高台  
移転をする団地の方々から、1本では心もとないと、やっぱり2本は必要だというような御  
意見も随分いただきました。もちろん、そういう心配があつての御意見だというふうに思つ  
ておりますが、しかしながら、当時、復興庁と道路2本目の交渉を随分しましたが、復興庁  
は1本以外の道路は認められないということで、ついに1本だけということになった経緯が

ございます。

したがって、先ほど言いましたように新たに道路を造るということについては、これはもう町でやらなきやならない事業になりますので、これは到底難しいということになりますので、先ほど答弁させていただきましたように、まず3日間備蓄を用意していただきたいという町の推奨の件につきましては、それぞれの御家庭の中でしっかりとそれに対応していただくようにお願いをしたいということです。さっきも言いましたように、ほぼ3日あれば道路も啓開していくことになりますので、そうやって安全・安心をちゃんと確認した上で、下のほうに下りてくると、あるいは移動するということになると思いますので、ぜひ、まずは道路の前にそれぞれの御家庭で備蓄をしっかりとしていただくということが重要だろうなというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） その話は、私は分かった上で一応話はしているつもりであります、絶対道路が必要だという気もないんです。必要だという意見の方もいると思いますけれども。今聞いたのは、いろいろあるじゃないですか、町内に団地と呼ばれる、震災後に整備された団地、各種ありますけれども、その中で特にこの団地は1本しかないよねというところがあると思うんです。それってどこですかというお話。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、よく当時言われたのは清水団地がそうです。それから、舟沢団地もそうです。それ以外あったかな。ちょっと当時のことで記憶にしているのは、その2つの団地からは要望等は上がってまいりましたが、結果として、残念ながら先ほど言いましたように認められなかったということあります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 先ほどお伺いしていて、今もそうなんですけれども、津波を想定したことだと思うんです。高台団地に避難して、津波が低地部から押し寄せて道路が当然通れなくなっちゃう、瓦礫で埋まってしまったまま出られないよと。だけれども、必ず助けは来ますから何とかその団地で3日間しのいでくださいと。それが、高台にいれば命を失うことはないわけですから、あとはどう生き延びるかということだと思うので。

とはいえる、例えば、大きい通り、車では通れなくとも山道を通って行ったらどこかに抜けられるとかそういう道路であるとか、そういう次善策を考えていくということが必要になるとと思うんです。そういう整備をどうしますかという話を今日はしたいなとは思っていたんです。

ただ、お話を聞いていて、津波はそうなんですけれども、どこまで想定するかによると思うんですが、例えば、団地の1本しかない入り口の根本で火災が起きたとなったら、団地から出られないんです。そうなったら、今度3日の備蓄もへったくれもないというか、どこに逃げようかみたいな話、そこからどう離れようかという話になると思うんですけども、道路1本しかないですから、どうしようかと。どこまで想定するかという話になるんですけども。例えば、火事とか土砂災害で出入口が封鎖されてしまったといった場合に、どのような対応、安全確保のための手段が考えられるのか、どのように想定しておられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 個別でいろいろなケースがございますので、そこは個別にこれがこう来たときにこうしますよということの具体に今ここでお話しということについては、ちょっとなかなかできないなという思いでございますので。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうなった場合に大事なのは、そこに実際にお住まいの方々がどういう危機感というか懸念点を持っているかということを町として押さえておく。例えば、自主防災組織があるのであれば、そこではこういう活動をしている、こういうことに備えている、じゃあそこに対して資機材が欲しいとか資金が欲しいということだと思いますので、そういう情報交換をしっかりとしていくというお考えはどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 今の議員のようなお話であれば、対応していくことは可能かと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

この1件目を始める冒頭にいろいろ私の思いも含めてお話しさせていただきましたが、特に伝えしたいのは、先日の津波警報の際の災害対策本部であったことであるとか、どういう課題、ハードルがあったか、心配があったかということをしっかり検証して、記録として残しておくことがやっぱり大事だと思います。職員の皆さん人事異動もありますから、ずっと1人が覚えていられるわけではないと思いますので、それをぜひやっていただきたいということと、教育長といろいろお話をさせていただいて、子供たちの安全を守りたいという気持ちはきっとみんな一緒で、保護者の方も学校の先生も教育委員会としてもきっと同じだと

思うんです。同じなのに、すれ違いが起きたりお互いの主張がかみ合わなかったりということがある。

特に教育現場のことについて、私、先日、大川小学校のドキュメンタリーを見る機会がありまして、その中で印象的な言葉があって、学校が子供の最期の場所になってはならないというようなお話をでした。

今日、お話ししたこととすると、曲解して捉えられると難しいんですが、どうしても責任がどこにあるのかということに対してナーバスに、敏感になってしまふという部分があるのかなと思いますので、ぜひ、日頃から保護者の皆さん、学校の先生方との交流とか、お互いのお気持ち、それからあの子がどういうところを通って帰ってきているのか、登下校しているのか、おうちはどこにあるのか、そういうことも含めて、ふだんからのお互いの共通理解というものが非常に重要なのではないのかなというふうに思いましたので、それを紹介させていただきたいと思います。

防災・減災についてお考えがあれば、最後に所見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

指定したほうがいいですか。じゃあ、町長と教育長からお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段でお話しさせていただければ、先ほどの「生きる」という映画を私も仙台で拝見させていただきました。本当に先生方もお気の毒でしたし子供たちもお気の毒でしたし、ましてや亡くなった子供たちは本当何とも言ひようがない思いでいっぱいございますが、ただ、あの映画の中からいろいろなことの問題点、指摘があります。これは地域住民の方々もそうですし、保護者の皆さんもそうですし、学校の先生方もそうですし、そこの中での映画から感じ取るものというのはいっぱい大きいものがあると思います。誰がいい悪いという問題じゃなくて、ああいう悲惨なことを起こさないためにどうするんだということをしっかりと学び取ることができるのがあの映画なのかなというふうに私は思っております。

したがって、我々、防災・減災ということについての基本的な考え方については、原点はやっぱり東日本大震災です。これを教訓として、次の世代の子供たちの命をしっかりと守っていくということに我々は意を用いるべき問題だろうというふうにずっと思っておりますし、今後とも、そういう思いを持ち続けていかなければならぬというのは、我々だけではなくて議員の皆さんもそうです。地域の大人の皆さんもしっかりとそれを持ち続けるということが非常に大事だというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） いろいろとお話をいただき、ありがとうございます。

今のお話を受けまして、議員おっしゃるとおり、まず子供の命を守るということは、保護者、子供自身も自分を守るということと、あと保護者、地域、そして学校に携わる者としては最大の使命でもあります。保護者に示しているものでも、子供の命を守る、同じ震災の過ちを繰り返さないということは、誰もが思っていることだと思います。

その中で、今後、保護者の思い、地域の思い、そして我々も含めた子供を守る思いをどこで整合性を図ったりお互いに理解するかということが大事だと思いますので、先ほども答弁申し上げたとおり、学校から上がってきた保護者の声であったり実際の学校の声、そして、さらに新たなことを考えるのにもっともっと地域や保護者の声を入れて、学校サイド、委員会サイドだけで考えるのではなくて、全体を交えて子供の命を守る最大の方策についてお互いの理解を深めていければ、今後、同じようなことが起きたときに、お互い理解の下、迅速に、そしてより安全な行動が取れるのではないかと考えておりますので、町長も今答弁したとおり、町、教育委員会一体となって進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、2件目に移りたいと思います。

2件目は、南三陸高校の全国募集についてということで、私、半年前ですか、3月会議でも一般質問をさせていただきました。k i z u n a 留学生の受入れについて、やはり南三陸高校の受験を希望する方にはできる限り受験してもらって、南三陸でぜひ学んでほしいと思う町民は多いのではないかなどというふうに思います。

私の前に菅原辰雄議員が同様の内容で質問をいたしましたが、質問の内容が重なるということは、それだけ今、受験希望者を選抜しなければならないという状況にじくじたる思いを持っている町民がやっぱり多いということなのかななどというふうに思います。

端的にお伺いいたします。来年度、何人受け入れられるのでしょうか。菅原辰雄議員の一般質問を引き継いで質問いたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、南三陸高校の全国募集についてお答えをさせていただきます。

菅原辰雄議員にもお答えいたしましたが、町設置の旭桜寮については、基本の室数を24室と整備しております。単純に3の学年で割りますと8室は利用可能といった整理ができると思います。

他方、k i z u n a 留学生の受入れ決定に当たっては、生徒御本人及び保護者との面接のほか、中学校からの推薦書類に基づき、あらかじめ合格基準点を設けて必要な審査を行っているところであります。

人口減少、とりわけ若年層の減少が著しい地方として、高校生年代の転入、居住といったことは非常に喜ばしいことではありますが、留学生の受入れに係る費用負担といった現実も照らし、慎重、丁寧な整理が必要であることは確かであります。

その上で、令和8年度入学第4期生の受入れとなりますと、寮の残室数と、そもそもとしての1の学年につき予定する室数を考えれば、まずは8人程度といったのが基本枠になるものと考えております。

なお、令和8年度をもって国の交付金措置も終了となります。令和9年度からは町単独での事業運営となりますことから、受入人数の拡大といったことについては、財政面も含めて慎重に検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 先ほど前議員のお話も町長の答弁も篤と聞かせていただいたということになりますので、菅原議員には感謝しなければいけないなと思うんですけども、私の質問事項が来年度は何人ですかと書いてあるので、来年度何人ですかと聞かなかつたんです。すごい私の質問部分残していただいてありがたいなというふうに思っているんですけども、今、お話をありました8人程度、分かりました。一応聞きますが、寮の部屋は何部屋空いているんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、お話ししておりますが、基本は24室ですが、予備室として2つございます。ここを使う場合にはまた新たにそこにいろいろなものを入れなきやならないんですが、使うとすれば26室までは可能ということになります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 24のうちに予備が2個あるということじゃなくて、24と別に予備が2個。私、すみません、知らなかつたんですけども、実は2部屋別にあって26部屋ある。じゃあ、今、来年度取りあえず8名ということでしたけれども、何部屋空いているんですかということを聞きたかったんです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今現在7年度、本日現在として考えますと、利用させていただいて

おりますのが20部屋となりますので、現在の空室は予備室を含めますと 6 室といった形になります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 3年生が卒業する見込みというか予定だと。そうすると、来年度当初では何部屋空くんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今、6部屋空いてございまして、今の1期生、3年生の卒業が寮生とすれば4名となりますので、予備室含めれば10部屋空きとなります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 学年によって人数が違いますから、そこは結構また難しいところもあって、要は3年生がいっぱい抜ける次の年はいっぱい入れられるけれども、3年生少ない年はちょっとしか抜けないから次の学年もちょっとしか入れられないみたいな、何か学年によって人数があんまり偏りがあるというのも芳しくないのかなというふうな思いはあって、そうすると、たまたまと言ったらあれですけれども、予備室を除いた24のうち、来年度8は使えるので、そこに8人入れるかなという予定だということですね。分かりました。現状はしっかり把握できたかなと思います。

その上で、町民目線のお話をさせていただければ、やはり選抜するということに対して、言葉を選ばず言えば、もったいない、残念だという思いがやっぱどうしてもあるなというふうに思います。少子高齢化対策でもあったはずの全国募集であって、少子高齢化対策というのは町の最重要課題なわけです。そこに高校生が、3年間という期限つきというか限定ではありますけれども、若い世代が来て学んでもらえると。これはすごい大変喜ばしいことだろうと思いますので、私はもうコストがある程度かかるが、これはやるべき施策なのではないかなというふうに思っております。

もう一つ思うのは、半年前に一般質問させていただいたときと来年度の状況が何ら変わっていないんです。今の2年生が入寮したときには寮にあと何人入れるというのは、当たり前ですけれども、分かるわけじゃないですか。あれ、来年足りないかもというのは、その時点である程度分かるわけですよね。そこから1年たって今の1年生が入ってきて、いよいよ満室というか、いっぱいですよ。そもそも今の1年生入れるときに、希望者はもっと本当はいたんだけれども、寮の部屋がないのですみませんがちょっと選抜させていただきますということになったわけじゃないですか。その時点で、もったいないと私は思ったんです。で、質問

しました。いろいろ検討しますというような答弁もいただいたと思うんですけれども、そこから半年後の今、結局、寮の定員がいっぱいなので選抜をせざるを得ないという状況であるという状況はまだ変わっていないわけです。

残念な気持ちは我々も一緒だと、何なら私が一番残念だと先ほど町長もおっしゃっていましたけれども、その割には状況変わっていないじゃないですかというの、これ申し上げざるを得ないのかなと思うんですけれども、そのあたりどうお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、前提として1点御説明をさせていただければと思うんですが、8人程度というのは当然寮の現実的な枠といったことでの数でございます。

また、一方で町長の答弁にもございましたとおり、8人までは、例えば、申込みが8で部屋も8なので無条件で8名合格とするかというと、昨年度の手続からは、いわゆる書類審査等も厳正にさせていただいておりまして、当然、中学校生活での通学の状況等も踏まえさせていただいてございますので、8までであればその数を全員お受けするといった、必ずしもイコールではないということだけは、まず御了解をいただきたいと思います。

その上で、先ほど菅原辰雄議員の御質問の際にも町長のほうから答弁なされてございますけれども、令和6年度から一般の御家庭あるいは宿泊施設の皆様にお声がけをさせていただきましたが、受入れといった実現までには至ってございません。

その後、我々のほうでも様々情報収集等させていただいてございまして、一部の空室を有する建物の所有者の方から情報等もさせていただいてございまして、実際にそこに寮生にお住まいいくだくとなった場合に、食事あるいは交通手段といったことについて可なのかどうかといったことにも照らしながら、現在も引き続き検討中であるといった状況にございます。

あと繰り返しとなりますけれども、一般の御家庭の皆様あるいは宿泊施設の皆様には、7年度、今年度以降も引き続きお声がけをさせていただきたいと思いますが、あわせて、当然、寮生と下宿といいますか、一般の御家庭でお預かりいただく方の振り分けと言ったら言葉は適当でないかもしれませんけれども、あらかじめの区別といったものをどういった仕組みでやるかといったものは、実はまだ我々もしっかりと描けてございませんので、実際の施設の状況等も見据えながら、様々な関係機関の御意見等もいただきながら、そういった仕組みづくりといったものも進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 私の言っているのは、多分、机上の空論というか理想論であって、そ

んなのできるならそうするよという話で、できないから困っているんだという話だと思って  
いるんですけども、それは分かっているつもりではいるんです。

先ほど町長、私の答弁ではなく菅原議員とのやり取りの中で、すみません、どなた、役職忘  
れましたけれども、町外からもこれはいい取組だねというふうに注目されていて、町として  
もお願いしていると、そういったところに働きかけていくんだというようなお話をありました  
し、一方で、やっぱり町内を見れば町民も期待している部分というのはすごく大きいと思  
いますし、実際に大人である地域住民も高校生たちと触れ合って、実際にやっぱり地域が活  
性化しているなという実感は、私はあると思っています。

これがまさしく南三陸高校のおらほの学校の魅力向上につながっていると思っていますし、  
また、これ *k i z u n a* 留学生だけじゃなくて町内の中学校から進学した町内の生徒さんた  
ちにも好影響を与えているものだろうと思いますし、その彼ら彼女らの魅力もまた増してい  
る、学校全体として盛り上がっているというふうに思っております。

その中で、先ほど引き継いで質問しますよという話をしたのは、1つだけ気になった表現が  
あって、例えば、別な場所で寮を建設するとか寮を運営していくということになると、同じ  
食事出さないと不公平感が出るよねという話があったと思うんですけども、そんなこと言  
う。いや、言うのかな。分からないですけれども、隣の部屋でカレーが出ているからうちも  
カレーにしろとか、そういう話じゃないのかもしれません、同程度の品質を維持できれば  
それは理想ですけれども、そうじゃない、メニューが違うとか食事の内容が違うとか量が違  
うとか、例えば、食事の回数が違うとかいうことがあったとしても、それは恐らく寮の生活  
費用の部分で反映されてくる、はね返ってくることだと思いますし、何から何まで全部同じ  
にしなくてもいいんじゃないかなというふうな思いはいたしました。

例えば、今の寮の造りとは全然違う造りの建物だけれども安く建てられるというものがあれ  
ば、私はそれでいいと思うんです。理想は12室あれば合わせて36になるから一番いいのかな  
と思うんですけども、例えば、8とか6とかしかなかったとしても、第2旭桜寮みたいな  
ことで、もちろんあまり差があり過ぎるのも変ですけれども、ちょっとグレード下がりますよ、  
その分寮費安いですよで十分じゃないかなと私は思ったんですけども、そういう検  
討というのはあんまりされないですか。どうしても公平性が先に行くものなんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 町長の御答弁にございましたメニューといいますかの内容ですが、  
決して御答弁の趣旨といたしますれば品数とか品目とかそういったことではなくて、言葉が

適當かどうか分かりませんけれども、やはり食事の程度といったものについては、ある程度同様、同一の基準で運営していくべきだろうといったお話だったかと思います。

また、寮の造りといいますか、それも我々がさきに検討させていただいたものは、個室であって、例えば、バス、トイレ等が準備されてといったことでの同程度のものといったことですので、特に現在の寮が個室空間、環境とすれば恵まれているといいますか、それなりに整備されている建物ですけれども、それ以外の部分が何かしら華美な装飾等を行っているわけでもございませんので、仮に今設備といったことを視野に入れるとしましても、やはり結果といたしますれば、木造や鉄骨造といった違いはあるかもしれませんけれども、対応的には同じような形になるのだろうと、現段階ではそう考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） こちらの質問がちょっと乱暴なので、うまくお答えいただいたなというふうに思っているんですけども。分かりました。

寮については、そういった町民の思いはあるよということはお伝えしたいなということと、ある程度、居住空間としてレベルというか品質的なものが必ずしも同一でなくとも私はいいのではないかと思いますし、引き続き、何とか受入人数を増やせる努力、働きかけというのはしていってほしいなとやっぱり思います。

出発点としては、やっぱりお断りするというか、もちろん厳正な基準があるということですから基準に満たない方は当然受け入れられないということはそうなんでしょうけれども、例えば、基準に達しているけれどもごめんなさいということはなるべくしたくないなということがどうしても付きまといます、気持ちとして。

もう一つ、最後にお伺いしますが、卒業後のことです。南三陸高校で3年間学んでいただいて、これはk i z u n a 留学生にあえて限定してお話ししたほうがいいと思っているんですけども、我が町のことを知っていただいて、この町のことをもし好きになっていただけたのなら、引き続き、例えば、この町で過ごす、この町で就職するとかそういう希望を持っている方がもしいれば、何人いるんですかとか聞くと大分特定されちゃうと思うのであまり聞きませんけれども、それに対しても、町として願ったりかなったりだと思っていますので、その道筋であるとかということを用意してあげるということも1つの方策かなと思いますが、そのあたり考えていることはありますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 来年3月には1期生が卒業ということになりますので、進学希望の子供

たちもいますし、地元といいますか準地元というか、そういうところに進みたいという子供もいますので、ここは非常にその子供たちのせっかく3年間南三陸町で頑張ったので、後押しはしてやりたいというふうに思っております。これは別に全国募集の子供たちじゃなくて、南三陸の子供たち、高校生全員もそのように町としてもバックアップしていきたいと思います。

実は1つだけお話ししておきたいのは、希望者にはできる限り受験してもらいたいという思いは十二分に分かるんですが、我々、全国募集を始める際に、先進の高校に何校かお邪魔しました。その際に、いろいろな問題点、課題等についていろいろ御教示をいただきてまいりました。したがって、今、我々が面接をして選抜をするというのは、詳しいことは申し上げませんが、経験上も含めてですが、面接をせざるを得ないというふうに思います。

基本的に一番問題なことは、大事なことは、親子との関係の問題です。家庭の問題等を含めと言ったほうがいいのか分かりませんが、そういうことがしっかりとできている家庭ということではないと、なかなかこれは後々いろいろな様々な問題が起きてくるというのが現実としてありますので、ここはしっかりとしないと、周りに変な悪影響を及ぼすということになつてはこれはもうあつてはならないことですので、その辺は真剣に我々としてもそれなりの選抜ということについては経らさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） すみません、最後にと言っていたんですけども、今、町長がそのお話を踏み込んでいただきましたので、できる限り受け入れたいということは偽らざる本心ですが、一方で、際限なく誰でもオールオーケー、オールフリーですよという状況もよろしくないということは、私もその考えには至りました。なので、その気持ちはお伝えさせていただいて、私の質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告6番今野雄紀君。質問件名、医療行政について。以上、1件について、今野雄紀君の登壇発言を許します。今野雄紀君。

[10番 今野雄紀君 登壇]

○10番（今野雄紀君） 町長は、選挙のときに佐藤仁として臨むわけですが、私はいつも背水の陣で臨んでいます。任期中最後となる一般質問をさせていただきます。

1つ目は、統合医療についてということで、私はよほどのことがない限り、少々では医者に

かかりません。薬もあまり飲みません。それは人間の本来持っている自然治癒力というものを感じたかったからです。

1か月ぐらい前に1冊の新書を手に取りました。「自然治癒力を引き出す」という本でした。サブタイトルに「老化も病も予防できる」とあります。長く最先端の医療に携わってきた医師であり著者が、2011年の東日本大震災をきっかけに、視点が被災者への心身のダメージに西洋医療が十分に機能しなかつた現実に直面し、現行の医療に限界を感じた著者が、それに、心と体を一体として見る全人的統合医療に注目し、西洋医学と西洋医学を補完する治療法として統合医療の必要性をうたっています。

高齢者が抱える慢性疾患が悪い生活習慣から生まれたがんをはじめとする糖尿病、高血圧、肥満、認知症などの生活習慣病などに対し、未病や予備軍と言われる段階で悪い習慣を改め、人間の体が本来持っている自然治癒力を引き出すように、統合医療の各種手法が役立つということです。

これから時代に、当公立病院でもこういった総合医療的要素を導入する必要性、可能性について伺います。

2つ目として、健康増進、健康維持のための予防医療の取組状況、課題について。予防医療も、さきの統合医療について角度を変えての質問になるかと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

最後、3つ目の質問としましては、オンライン診療について。質問のタイトルに医療行政についてということで風呂敷を広げましたので、持続可能な病院で町民の福祉向上を目指すために、人口減へ向かっている中、仙台や牡鹿などで取り組み始めているオンライン診療への取組の必要について伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野議員の御質問、医療行政についてお答えをさせていただきますが、確かに自然治癒力というのは私も経験しておりますが、東日本大震災で私、骨折、肋骨折りましたけれども、何もしないでそのうち治りました。そういう自然治癒力というのは人間というのは持っているんだなというのは自分で実感をいたしておりますので、そういう意味ではなるほどねと思うんですが、話していくとだんだん否定になっていくかもしれません、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

初めに、御質問の1点目ですが、我が国における統合医療とは、近代西洋医学を前提として、これに補完代替療法や伝統医学等を組み合わせて、さらにQOL、クオリティー・

オブ・ライフの向上をさせる医療であります。医師主導で行うものであって、場合により多職種が協働して行うものと位置づけられております。単に病気の治療だけではなくて、精神的、社会的な側面からスピリチュアリティーに至るまでの包括的ケアを行う患者を中心に据えたチーム医療であります。

しかし、現時点での我が国の統合医療は、治療の根拠、裏づけといったエビデンスにも乏しく、患者の安全・安心のための情報が不足している状況であります。安全性、有効性が確立していない統合医療を推進し患者に提供することは適切ではありませんが、ただ、厚生労働省を中心に各学会において情報発信等を行っておりますので、今後、注視をしていきたいというふうに思います。

ただ、問題は、うちの病院でやれるかとなりますと、医師、スタッフいません。ですから、うちの病院でやるというのは無理です。ここはもう事前にお話をさせていただきたいと思います。

次に、御質問の2点目ですが、産業形態を含む社会環境の変化に伴い、人々の生活規模も大きく変化し、時代とともに疾病構造が変化する中で、高齢化等も進み、病気になってから治療するのではなくて、病気やけがを未然に防ぎ、健康寿命を延ばし、長く元気に社会で活躍できる体づくりを目指し、町では予防医療への取組を行っております。平均寿命の延伸だけではなくて、介護や治療が必要となる入院などの制限を受ける期間が長くなる、いわゆる不健康な期間をなるべく短くすることを目指しながら、質の高い生活を送るための取組と位置づけて予防医療を進めております。

禁煙推進やカロリー表示など健康を意識できる環境の整備や、健康増進としてバランスの取れた食事、適度な運動、十分な休養など、健康的な生活習慣の実践に加え、特定の病気の罹患予防である予防接種、病気を早期に発見し治療を行うことで病気の重症化を防ぐことを目的とした住民健診やがん検診、人間ドックの推進、病気の再発防止や症状の進行抑制を目的とした保健指導などを毎年実施しているところであります。

現状ですが、個人の健康に关心のある方は積極的に町の取組に参加されておりますが、若年層を中心に受診率が低いことが課題となっております。病気になる前の健康な状態を維持、向上させることの重要性、必要性を広く周知し、引き続き受診率の向上を図り、予防医療の取組を継続してまいりたいと思います。

最後の御質問の3点目になりますが、オンライン診療を含む情報通信機器を用いた診療、いわゆる遠隔診療については、放射線画像診断や歯科部門における遠隔連携診療を診療所、必

要がある場合に実施をいたしているところであります。

一方、医師と患者によるオンライン診療は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における時限的、特例的な取扱いによって、慢性疾患等を有する定期受診患者の継続的な診療について、電話や情報通信機器を用いた診療が可能となつたことから、当院においても電話診療を行いましたが、一般的にイメージされる平常時の対面診療に代わるオンライン診療につきましては、医師が得られる患者情報が限られてしまうため、症状が複雑な場合、検査や処置が必要な疾患、緊急性の高い症状の場合など、判断が非常に難しくなることから、医療上の安全性、必要性、有効性について根拠、裏づけに基づいた医療ではなくなってしまう可能性が高くなることから、行っておりません。

また、情報セキュリティ対策についても、本人確認方法やなりすまし受診、医師の同意なく第三者が通信に紛れ込むなどの問題も多いことから、個人情報及びプライバシーの保護に配慮するとともに、セキュリティリスクがない状態を前提に、今後の対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず、第1点目から質問していきたいと思います。

町長の答弁では、やはり震災のときに骨折があったというエピソードの答弁もいただきました。

そこで伺いたいのは、統合診療なんですけれども、これはたしか2006年とか2010年あたりに、民主党さんが鳩山さんのときの政権取ったあたりにたしか持ち出されたという経緯もあります。しかし、そのときの状況を見てみると、医師会のほうでいろいろ問題があるというか渋ったような、そういった経緯もあるようなこの診療です。

そこで伺いたいのは、西洋の医療と補完するということなんですが、そこで混合診療にこういったやつは当たるのかというか、そこら辺の兼ね合いがもしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） お答えをさせていただきます。

統合医療なるものが現在の医療制度の中でどういった位置づけになるかというのは、まだ確立されていないという状況でございますので、御質問の混合診療、いわゆる自由診療といつて患者様の御希望で全額御負担をいただきいて受けさせていただく診療になるんですけども、それにこの統合医療が該当するかどうかというのは、現時点ではちょっとまだ不明確という

のが私の認識でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） よくがんの高い医療費とかは、そういったやつはある程度認められていいるみたいですけれども、こういった統合診療に関しては、先ほど事務長から答弁あったんですけども、分からぬという状況なんですか。現にこういった統合診療を行っているというか目指しているところは幾らかあるみたいなんですけれども、そのところ、無理なのか、やればできるのかという、そこを取りあえず伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） まず、当院の状況でお知らせしますと、当院は医療保険を適用する医療を提供する病院ということになりますので、現時点では、先ほど町長から答弁がありましたとおり、体制も含めまして非常に厳しい状況にあると思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） この統合医療なんですけれども、本の著者も言っているように、震災をきっかけに、普通だったら地震とか津波でけがした人を治すという部分が大切なんでしょうけれども、それと同時に、よく昨今、震災後に議会でも取り上げられていたような心のケアみたいなそういうところの部分がこういった統合診療によってカバーできるんじゃないかなという思いがあるんですけれども、町長にお聞きしたいんですけども、やはり病気の、キュアと言うんですけども、治療と、あとはケアの部分も必要じゃないかと思うんですが、その辺、町長どのように認識しているか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 直接けがをした方々に診療をするということと、それから、なかなか見えない内輪の部分、いわゆる心の中の部分については、これは震災のときに自衛隊、警察の方々、たくさんの方々が入ってきて、自衛隊の方々は当然、緊急救援隊もそうですし消防もそうですし、とにかく御遺体の搜索、それから御遺体を収容する、御遺体を洗う、それをひとつぎに入れて見送りをするという仕事に携わった方々は、大分心を痛めたというのをお聞きいたしておりますが、ところが、組織としてはそれは表にあまり出しません。基本的な組織内でそれをちゃんと処理するということにしておりました。

ただ、話の中で、やっぱりそういう心を病んだ方々がたくさんいらっしゃったということは、あれだけの訓練を受けている方でもそういうふうになってしまふということですので、そういう心のケアといいますか、これはもう非常に大事な部分だなというふうに私は思いま

す、経験上。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、町長より震災のときに出でていただいた自衛隊の方等の心のケアということで答弁いただきましたけれども、もう一方で、例えば、町長、そのほか議場にいる方もそうだと思うんですけれども、身内を亡くしたり、あとはいろいろな大変な思いをして、そして心にダメージを受けた方たちが、より一日でも早く回復というんですか、通常とまでは行かないんでしょうけれども、緩和していく、そういういた療法としてこういった統合医療がより有効だというふうにうたわれています。

そういういた点からも、先ほどの町長の答弁ですと、うちの病院ですぐそういうことをやれというのではなくて、震災のダメージはじめ、高齢の方の先ほど言ったような健康寿命といふんですか、答弁にもあったような生活の質の向上、QOLといったやつを高めていく上で、何らかの形でこういった統合医療のようなことを考慮する必要があるんじゃないかなと思いますので、もう一度町長に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変申し訳ないんですが、私、医療の専門でも何でもないので、統合医療とその問題について結びつけて私に答弁を求めるということについては、ちょっと酷ではないかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

---

午後2時28分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 休憩前、答弁いただいたんですけども、そこで改めて町長に伺いたいんですけども、私も実はこういったもので統合医療という診療の存在を知ったわけなんですけれども、町長はこの質問を機に統合医療という言葉を知ったか、前々から知っていたか、その辺、確認させていただいて質問を続行させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 総合診療というのは当然分かっておりました。統合医療という言葉が出てきたときに、総合診療と間違ったのではないかと思ったんです。というぐらいに、私、こ

れを知りませんでした。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、町長答弁あったように、私もよく総合医とかというのがある程度うたわれてきて、総合診療だと私も勘違いというかするような場面もあったんですけども、そこで、あ、統合医療だということで分かりました。

私も、にわかのこういった知識というんですか、そういったことをひけらかすわけではないんですけども、その中に確かに当町でも、私、いつも何ちゃってみたいにこれまでいろいろボルダリングだ何だかんだと質問してきたわけなんですけれども、行政としては、ある程度しっかりした形で導入というんですか検討しなきゃいけないということは分かっているんですけども、ただ、こういった統合医療的要素を取り入れた病院経営というんですか運営というんですか、そういったことは、先ほど冒頭、町長答弁あったように、医師がいないとかあとスタッフの関係とかありましたけれども、そういったことを統合医療的なものをアイデアとして検討する必要というんですか、やる、やらないは別としてそういうことも必要じゃないかと思うんですけども、その件に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もっと言うと、統合医療そのものを学べる高等教育機関というのが圧倒的に少ないんです。ですから、そういう医師を輩出するということが現状としてなかなかいられないというのが現実ですので、病院でやる、やらないというよりも、そういった医師を養成する高等教育機関がないということが一番の問題だと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 統合医療なんですけれども、現在、統合医療が求められている背景として、何点かあるんですけども、例えば、高齢化社会において、先ほど私言ったような慢性疾患の増加、そして医療費の増大、そういったやつが挙げられて、あとは生活習慣病の増加予防や重症化防止及び再発防止のために必要だというふうに。あともう1点は、再三言っているように、災害時の経験というか東日本大震災のときは心のケアも含む全人的なアプローチが有効だという背景の下に統合医療がうたわれているわけです。

そこで伺いたいのは、先ほど前同僚議員の答弁にもあったように、東日本大震災を教訓としてという答弁ありました。あそこで今回もこういった質問に関しても再三言っているように、こういった統合医療も東日本大震災を機に着目したという統合医療、昨今、不安をあおるよう南海トラフもマスコミで報道されるようになり、大きな被害のあった南三陸町沿岸とい

うんですか、そこからケアできるようなこのようなことを発信していくことも必要じゃないかと、私はそういうふうな思いから今回の統合医療についてお聞きしました。

そこで、この統合医療的要素を取り入れることにより、各種慢性疾患、高血圧や糖尿などに對して、先ほども再三言っているように、キュアからケアを重視し、高齢化などにより町長の答弁にもあったようなQOL、生活の質の向上を目指すということも必要ではないかということ伺ったわけです。

そこで1つ伺いたいのは、先ほど町長の答弁にもあったように、高齢者等の生活の質の向上、QOLを高めていく方策というんですか、そういった考え方というか、どういったことを取り組んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

QOLを高めていく取組といったことでの御質問でございますけれども、まず町のほうとしては、議員の御質問にもあります予防医療というところの区分の中で、一次予防、それから二次予防といったところを当課のほうで担当させていただいております。

一次予防につきましては、病気になる前の健康な時期に行う予防という取組でございます。それから、二次予防としましては、いわゆる健診や健康診断といったことを指すというところでございまして、いわゆる重症化といったところに行く前に、健康なうちにこういった一次予防、二次予防というのを実施させていただいて、健康相談だったりとか、あとは生活習慣病のセミナーといったところも実施をさせていただいておりますので、そういった取組も、結果とすればQOLを高める取組になるというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そのQOLを高める取組ということで、今、保健福祉課長から答弁いただきました。そういったことで、先ほどの課長の答弁からして、ここで1つの質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、引き続き、先ほどの課長の答弁の続きのようになりますけれども、改めて予防医療の取組状況、課題について伺いたいと思います。そこで、先ほど1回目の町長の答弁であったんですけども、いろいろ当町でより力を入れて取り組んでいる予防医療について、さらに伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

若干先ほどの答弁と重複する部分があるかと思いますけれども、一次予防、二次予防といった取組を展開させていただいているというところでございまして、もう少し具体に申し上げますと、例えば、一次予防といったところでの取組の中では、町とあと各地区に健康づくり隊という方々がいらっしゃいますので、そういった方と連携、協働しながら地区の活動ということで運動を中心実施をしているというところもございますし、それから、あとは町の健康相談室ということで毎月相談会のほうを開催させていただいているというところでございます。

それから、重点的なところといったところで申し上げますと、やはり一次予防といったところが非常に大切になるというところでございますし、我々もそういうふうに認識をしてございますので、今、実施をしている一次予防を継続して実施していくといったところに今後も注力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長の答弁で運動中心、そして、よく放送である健康相談室、前はウジエのあそこでやっていたやつ、昨今というか最近はマチドマでやっているようですが、それとも、そういったことも大切だと思います。

特に、課長答弁あった一次予防に関してなんですけれども、これは先ほどの統合医療の療法ではないんですけども、私思うには、震災後やった運動としていきいき体操というのが随分功を奏した、よかったですということも聞いていまして、その進化形ではないんですけども、そういった部分で、先ほど言った統合医療の治療法というんですか、はりとかアロマ、ヨガ、マインドフルネスとか、そういったことにも取り組んでいくと、より一次予防の効果が出ると思うんですけども、ただ、そういったことを行うには、保健福祉課だけではなくいろいろな各課連携して取り組む必要もあると思うんですけども、その点、連携して取り組むような、現在もやっているのかもしれませんけれども、必要性というんですか、そういったことに関して再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

今、お話をいただきましたのは、恐らくいきいき百歳体操の件だと思いますけれども、こちらは介護予防といった観点から継続して実施をさせていただいているものでございます。

それから、一次予防の中でというところでございますけれども、やはり誰がやるのか、いわゆる専門的な人がなかなかいないといったところでございますので、今時点ではなかなか取

り入れるのは難しいのかなというふうな認識であります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 課長の答弁そうなんですけれども、私、もっと各課をまたいで取り組む必要もあるんじゃないかということでお聞きしたので、町長、その辺、保健福祉課だけに、だけにというわけじゃないんですけれども、任せてあれして大丈夫なのか。それとも、私、いつも国保なんかの予防のときにも再三手を挙げていたんですけども、そこでいつものキーワードを出したいんですが、例えば、運動という答弁あった関係で、私は病院に行かなくともこういった運動することによって病院が遠ざかるというか、簡単に言うと、昨今ではグラウンド・ゴルフその他いろいろあるんですけども、そういった取組で一次予防を兼ねるということもできると思うんですけども、その点に関して再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 保福だけで大丈夫なのかという、基本的には所管課がそれぞれ所掌事務を持っておりまして、それに向かってそれぞれの担当課がやっていくということになりますので、基本的には保福のほうで、そういった今御指摘の部分の仕事のほうについては中心になってやってもらうということになります。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 運動に関してでございますけれども、先ほどお話しをさせていただきました健康づくり隊との協働での取組の中で、御紹介にはなるんですけども、議員からお話もありましたグラウンド・ゴルフもそうですし、それからあと健康サロンという取組もございます。それから、地区の周辺をウォーキングするというような取組もしておりますので、総じて体を動かすといったような取組も各地区ごとに行われているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長より運動に関してなんですけれども、健康サロン、ウォーキング、よく再三答弁いただいたこのウォーキングなんですけれども、やはりそういったやつも大切なんでしょうけれども、私が昨今思うには、河北新報の月曜版に出てくるスポーツの、例えば、グラウンド・ゴルフもそうなんですけれども、パークゴルフとかもいっぱい試合結果というんですか出てくる昨今、そういったパークゴルフ等にも何か取り組む必要が、町長はよそであるからいいということなんですけれども、再度、予防医療というか体を動かすということに関して重要じゃないかと思うので、最後というか、町長の所見をパークゴル

フについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） スポーツはパークゴルフだけではございませんので、いろいろなスポーツがあります。ある意味一番健康的なのは、朝6時過ぎからのNHKのラジオ体操第1、第2、あれをまずやるということが健康の秘訣の1つになると思いますので、ぜひ今野議員もラジオ体操をやっていただくようにお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も実は町長と同じようにラジオ体操に目をつけていたんですけども、あと縄跳びとか簡単にできるようなやつを、なかなかそれができずにこういった状況でいるわけなんです。そこで予防医療というんですか、やはり体を動かすというか、そうしないと、特に昨今あれしている高齢の方の孤立化とかいろいろ問題になると思うんです。

そこで予防医療に対してなんですけれども、再三、先ほどから各課の連携ということで質問しているわけなんですけれども、町長は福祉課等がしていると言うんですが、私は、町長が言っているスポーツというか、もうプロ並みの、例えば、野球だ、バスケットだ、サッカーだということで、普及というんですか、いろいろアピールしているわけなんです。

そこで伺いたいのは、私、以前の質問でも再三つづいてきた気はあるんですが、社会教育というか生涯学習なり生涯スポーツと絡めてする必要もあるんじゃないかと思います。ただ、これは質問の通告ないので、そういったことの重要性というんですか、そこは町長、全然別物だという認識なのか、それともある程度、例えば、さっき言ったような一次予防に関しては十分連携に値するんじゃないか、私は、勝手にというか個人的なというか、内部の事情が分からぬものですから思っているわけなんですけれども、その点、町長、私の言っていることがいつものようにかみ合わないぐらい外れているものなのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） たまにはいいこと言うんじゃないですか。別に切り離して考えなくともいいと思います。社会教育、社会スポーツ、みんな一体となって、それぞれがなかなかスポーツとして汗をかくことがかなわない方もやっぱりいるんです。そういう方々が社会教育を行ったり、いろいろなお互いが連携を取りながらやっていくというのは、別に全く構わないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長の答弁いただいたんですけれども、そういった考えがあるのでしたら、やはりまた生涯学習に関しても、いろいろな講座というか項目、文化サークルというんですか、セミナーというんですか、パッチワークあるかどうか分からないんですけれども、いろいろな公民館行事として取り組んでいるわけなんですけれども、そういった中に、私が統合医療で聞いた治療法として、ダンス等はあるんでしょうけれども、ヨガとかそういった感じの気持ちが開放されるような、そういった講座等もこれから、こういったことを質問すると、じゃあ、やりたい人がいればそういった人たちが自然にできるという答弁をいつもいただいているんですけれども、そういった観点からしても、町のほうでもある程度仕掛けていく必要があると思うんですけれども、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 何でそんなの町が……。

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ヨガ教室も聞いたらあるそうですので、ぜひ行って、ラジオ体操もしない人すれども、ヨガぐらいでもやってみたほうがいいんじゃない。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういったヨガはじめ、あといろいろな、実は統合医療に戻るんですけれども、園芸療法とかいろいろな分野があるみたいですので、公民館行事ならず、以前、大分前に同僚議員が質問したようなクラインガルテンではないんですけれども、震災前にあつたような町民の畠というんですか、農園みたいなそういったやつの取組も、運動ではないんでしょうけれども、楽しみというんですか、高齢の方のQOLを向上させるあれには必要じゃないかという思いがしていますので、これ以上田んぼだ、畠だと聞いていくとそれこそ訳分からなくなるので、こういった予防医療については、QOLの向上に少しでも寄与するよな、そういった運動への取組をしていっていただきたいと思います。

あと3点目に移らせていただきたいと思います。

3つ目は、オンライン診療についてということで、医療行政についてということで風呂敷を少し広げた質問事項になっていたものですから、オンライン診療について伺いたいと思います。

持続可能な病院で町民の福祉向上を目指すために、人口減少に向かっている中、仙台や牡鹿などで取組を始めているオンライン診療への取組の必要性、これは先ほど町長より答弁あつたんですけども、病院を続けていく方策としてオンライン診療は効果的かどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 当然、そういう制度が導入されているということでございますので、どういった視点に立って導入していくかというのは、それぞれ医療機関ごとに内容は異なっていくものだというふうに思っています。

ただ、大前提といたしまして、オンライン診療というのは、初診は必ず対面がスタートになるんです。というのが大原則にあるということなので、それがかなった上で、さらに様々な環境が整った上で導入されていくんだろうなというふうに思いますので、検討の余地は当然あると思いますが、それ自体が今の病院の継続的なものに直接的に影響が大きいかと言われれば、なかなかそこまで判断はしにくいのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、事務長の答弁より、まず初診は対面が必要だと。よく言われているのは、かかりつけ医とのオンラインといったことが結構うたわれていますので、そういった部分が大切なんだと思います。

そこで、先ほど言ったように、石巻辺りでは市立病院ですか、牡鹿病院は、患者の利便性向上と負担軽減を目的に自宅からスマートフォン等で受診できるという診療みたいですね。当然、事務長も分かっていると思いますけれども。ただ、そういったことは共通認識ではないんですけど。

あとネットでA Iが答えるみたいなので見ると出てくるんですけども、熊本の小国公立病院でも、僻地医療の支援の一環として専用車両にオンライン診療設備を搭載し、看護師が患者を訪問して医師がオンライン診療を行うモデル事業に取り組んでいる、そういう事例もあるみたいです。

そこで、あともう1点、一般企業が4社ぐらいで組んでやっているのが、2023年から仙台で診療科を活用したオンライン診療の実証実験が行われているということです。遠隔地に住む患者の自宅に看護師が訪問し、オンラインで医師が診察し、患者の通院負担の軽減が期待されるという、簡単に言うとそういうことでやっているみたいですね。

ただ、当町においても、昨今というか近い将来、そういったことが必要だということにはならないと思うんですけども、そこで医師不足なりそういった問題が深刻になってきた場合に、こういったオンライン診療というのは、より病院を続けていく上で大切だと思うんですけども、そういった意味において、このオンライン診療は一応目を注視していく必要もあると思うんですが、その点どのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 今、議員から御質問がありましたとおり、多分、オンライン診療と聞かれて皆さんがあなたが一番最初に思い描くのが、僻地にお医者さんがいなくてなかなか診療の機会を得られないというケースに対応していくというようなのがイメージとして多分大きいんだろうというふうに思います。

実際、そこに対する取組というのが先行して行われているというのは事実ですし、今、御紹介のありました仙台市の取組なんかも、私も報道の中で見て存じているんですけども、やはりそういうことは今いろいろなところで取組が進んでいるので、この先、それを進めるとのメリットであったりというのはどんどんどんどん明らかになっていくものだというふうに思います。

その中で、今、当院もなかなか医師の関係も含めて厳しい中でも運営をしているという状況でございますので、そういうこともちょっと見極めながら判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 事務長の答弁で分かったんですけども、オンライン診療の先ほど事務長言ったメリットとかというのはあると思うんです。例えば、通院負担の軽減、受診機会の増加、あと感染症のリスクの低減とかがうたわれているようです。

それと、逆に課題というのもまだまだあるみたいです。例えば、システム導入や地方厚生局の手続とかそういう面や、あと対面診療に比べて情報というんですか、触診するのと違って、幾ら優秀なモニターでもそこまで分からぬといいう情報不足みたいなやつ、あとは薬剤処方の制限も加わるということで、そういうことが課題としてあるみたいです。

そこで伺いたいのは、今後のオンライン診療に関してなんですけれども、にわか調べみたいなものでちょっと調べてみると、このようなことがうたわれています。オンライン診療は、僻地医療の支援、地域医療の維持、提供に貢献できる可能性があるということで、医療DXを推進し、対面診療、オンライン診療、訪問診療を組み合わせたハイブリッドな医療提供体制の構築が進み、より多くの人々が質の高い医療が受けられるという展望といいますか、可能性が含まれているみたいですので、今後、オンライン診療ということにも、やる、やらなければ別として、目を光させて何らかの取り入れられる要素があったら取り入れていく必要があると思うんですけども、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 先ほど来、答弁させていただいておりますが、否定するものではなくて、当院として導入できるものがあるのであれば、それはもう検討を進めていきたいというふうに思っております。

イメージとすると、病院とそれから患者様と言い切るんですけれども、オンラインだけじゃなくて医療機関同士というのも当然あり得るということでございます。例えば、今当院で歯学、歯医者の分野で東北大学病院とも連携をしようかという話を進めている途中でして、例えば、高度な医療が必要な方がわざわざ仙台の病院まで行くというのがなかなかかなわないのであれば、当院を受診していただきて、そこを専門的な病院とつなぐことによって高度な医療につなげないかというようなことも、大きな病院のほうではもう実証として始まっているというような関係もありますので、そういったところも見据えながら、当院として、オンライン診療として何を導入していくべきなのか、当然、そこにはお医者さんについても、いろいろ研修を受けていただいているというか資格を得ていただくというようなこともありますので、総合的に会議等しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） このオンライン診療に関しても、先ほど一番最初に町長答弁にあったんですけども、今後の対応を検討したいということですが、オンライン診療に関して、改めて、今、事務長の答弁をいただいたんですけれども、町長の所感を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ハードルはあります。ですから、そのハードルをクリアしながら、やれるかどうかということについて、可否について、いろいろ検討するということはやぶさかではございませんが、現状として、今、南三陸病院でオンライン診療ができるというのは、これ受講しなきやいけないものですから、研修しなきやないので、今お1人しかいないんです。ですから、そういうわゆる医師、スタッフの問題等含めていろいろクリアしなければならない課題というのはやっぱりあるんだというふうに思いますが、全く否定しているわけじゃございませんので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 以上で今野雄紀君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時01分 延会